

領域略称名：法と人間科学
領域番号：1301

平成28年度科学研究費補助金「新学術領域研究
(研究領域提案型)」に係る事後評価報告書

「法と人間科学」

(領域設定期間)

平成23年度～平成27年度

平成28年6月

領域代表者 (北海道大学・文学研究科・教授・仲 真紀子)

目 次

1. 研究領域の目的及び概要	5
2. 研究領域の設定目的の達成度	7
3. 研究領域の研究推進時の問題点と当時の対応状況	10
4. 審査結果の所見及び中間評価の所見等で指摘を受けた事項への対応状況	11
5. 主な研究成果（発明及び特許を含む）	13
6. 研究成果の取りまとめ及び公表の状況（主な論文等一覧、ホームページ、公開発表等）	16
7. 研究組織（公募研究を含む。）と各研究項目の連携状況	21
8. 研究経費の使用状況（設備の有効活用、研究費の効果的使用を含む）	23
9. 当該学問分野及び関連学問分野への貢献度	27
10. 研究計画に参画した若手研究者の成長の状況	28
11. 総括班評価者による評価	29

研究組織 (総括：総括班、計画：総括班以外の計画研究、公募：公募研究)

研究項目	課題番号 研究課題名	研究期間	代表者氏名	所属機関 部局 職	構成員数
X00 総括	23101001 法と人間科学	平成23年度～ 平成27年度	仲 真紀子	北海道大学・文学研究科・教授	14
A01 計画	23101002 責任概念の素朴理解と 非難を規定する心理過 程の解明と法的概念の 教育方法の考案	平成23年度～ 平成27年度	唐沢 穰	名古屋大学・環境学研究科・教授	5
A01 計画	23101003 刑罰と犯罪抑止 厳罰 化と死刑の効果を信じ る人々はどうすれば意 見をかえるのか	平成23年度～ 平成27年度	河合 幹雄	桐蔭横浜大学・法学部・教授	6
A01 計画	23101004 ゲーミングによる法教 育:裁判員制度と民事紛 争解決教材の開発	平成23年度～ 平成27年度	久保山 力也	早稲田大学・臨床法学教育研究所・招 聘研究員	3
A02 計画	23101005 虚偽自白発生防止を重 視した被疑者面接技法 の開発	平成23年度～ 平成27年度	高木 光太郎	青山学院大学・社会情報学部・教授	4
A02 計画	23101006 目撃証言の正確さを規 定する要因および正確 さを担保する識別・尋問 方法に関する研究	平成23年度～ 平成27年度	厳島 行雄	日本大学・文理学部・教授	7
A02 計画	23101007 三次元地層モデリング を用いた供述過程の可 視化システムの構築	平成23年度～ 平成27年度	佐藤 達哉	立命館大学・文学部・教授	3
A03 計画	23101008 裁判員の判断過程に影 響する認知的、および社 会的影響に関する研究	平成23年度～ 平成27年度	伊東 裕司	慶應義塾大学・文学部・教授	4
A03 計画	23101009 取調録画と裁判員裁判 一取調べ過程の可視化 をめぐる制度構築と裁	平成23年度～ 平成27年度	指宿 信	成城大学・法学部・教授	5

	判員裁判への影響				
A04 計画	23101010 子どもへの司法面接:面接法の改善その評価	平成23年度～ 平成27年度	仲 真紀子	北海道大学・文学研究科・教授	3
A04 計画	23101011 犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究	平成23年度～ 平成27年度	石塚 伸一	龍谷大学・法務研究科・教授	3
計画研究 計 11 件					
A01 公募	24101505 小学生対象の民主主義理解教育の提案とその効果検証	平成24年度～ 平成25年度	長谷川 真里	横浜市立大学・国際総合科学部・教授	3
A01 公募	26101702 青年期における法意識の揺らぎに関する進化心理学的アプローチ	平成26年度～ 平成27年度	高橋 征仁	山口大学・人文学部・教授	1
A01 公募	26101706 医療職を対象とする法的コンピテンス養成教育プログラムの開発	平成26年度～ 平成27年度	和田 仁孝	早稲田大学・法学学術院・教授	2
A02 公募	26101705 目撃者遂行型調査の効果の検討	平成26年度～ 平成27年度	松尾 加代	慶應義塾大学・付置研究所・研究員	2
A02 公募	26101710 外国人留学生に対する面接のガイドラインの開発:中国語母語話者を中心に	平成26年度～ 平成27年度	羽瀧 由子	徳山大学・福祉情報学部・准教授	1
A03 公募	24101502 裁判員裁判における量刑審理・評議の在り方	平成24年度～ 平成25年度	佐伯 昌彦	千葉大学・法経学部・准教授	1
A03 公募	24101504 公判の「振り返り」が裁判員による情報の重みづけに及ぼす影響の検討	平成24年度～ 平成25年度	石崎 千景	九州国際大学・法学部・准教授	1
A03 公募	24101506 検察審査員の判断を規	平成24年度～ 平成25年度	山崎 優子	北海道大学・文学研究科・専門研究員	1

	定する要因および判断に至る心的プロセスについての実証的研究				
A03 公募	26101701 裁判員裁判における量刑分布グラフの効果と意義	平成26年度～ 平成27年度	佐伯 昌彦	千葉大学・法経学部・准教授	1
A03 公募	26101708 法律に対する市民の違和感を規定する要因の心理学的検討	平成26年度～ 平成27年度	山崎 優子	北海道大学・文学研究科・専門研究員	1
A04 公募	24101501 カルト被害の救済と回復—レジリアンスの視角から	平成24年度～ 平成25年度	櫻井 義秀	北海道大学・文学研究科・教授	1
A04 公募	24101503 犯罪被害者の心の推論と支援的環境の構築	平成24年度～ 平成25年度	唐沢 かおり	東京大学・人文社会系研究科・教授	1
A04 公募	24101507 DV被害母子支援の地域連携—福祉・心理と司法の融合に向けたアクションリサーチ	平成24年度～ 平成25年度	安田 裕子	立命館大学・文学部・准教授	1
A04 公募	24101508 司法面接における子ども語り：質問形式と応答の関係性について	平成24年度～ 平成25年度	田中 晶子	四天王寺大学・人文社会学部・教授	1
A04 公募	26101704 福祉領域での発達障害特性を考慮した触法者に対する臨床心理学的コンサルテーション	平成26年度～ 平成27年度	金澤 潤一郎	北海道医療大学・心理科学部・講師	1
A04 公募	26101709 児童期の性的虐待被害者のレジリエンスを支援する時効法改革の提言	平成26年度～ 平成27年度	松本 克美	立命館大学・法務研究科・教授	1
公募研究 計 16 件					

1. 研究領域の目的及び概要（2ページ以内）

研究領域の研究目的及び全体構想について、応募時に記述した内容を簡潔に記述してください。どのような点が「我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域」であるか、研究の学術的背景（応募領域の着想に至った経緯、応募時までの研究成果を進展させる場合にはその内容等）を中心に記述してください。

以下、(1) 研究領域の目標及び全体構想、(2) 研究の学術的背景（着想に至った経緯、応募時までの研究成果等）について説明し、(3) どのような点が「我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域」であると考えたかを述べる。

1. 研究領域の目標と全体構想

研究開始当時は裁判員制度の開始から1年余が過ぎた頃であり、制度の利点や問題が議論されるようになった。また、司法への国民参加に伴い、法教育、捜査の可視化、虐待への対応、矯正や服役後の課題等、これまであまり目を向けられてこなかった実務的な問題への関心も高まってきた。科学的研究と、エビデンスにもとづく解決が望まれる課題として、以下のような問題を挙げる事ができた。

(1) **制度の基盤に関わる問題【法意識と教育】**：日本の法概念、一般市民の法的考え方やその発達の変化、日本の法概念に即した法教育（法哲学、法社会学、教育）。

(2) **公判前の問題【捜査に関わる問題】**：虚偽自白を生まない取調べ（記憶、コミュニケーション）、正確な被疑者同一性識別（知覚、記憶）、弱者・障害者のケア等（発達、精神医療）。

(3) **公判での問題【法廷での問題】**：尋問方法（コミュニケーション、認知）、宣誓の理解（嘘に対する意識、法意識）、法律用語の理解（語彙、知識）、裁判員・裁判官による証拠評価や意志決定のプロセス（意志決定）、訴追手続きや弁護の有効性（コミュニケーション、説得）。

(4) **公判後の問題【福祉、支援の問題】**：薬物やギャンブル依存、性犯罪等、特性に応じた処遇が必要な強制プログラムやその評価（精神医療、発達）、被告人、被害者、参考人等による判決の受け入れや満足度（法意識、刑罰に対する意識）。

こういった問題は、基礎的な実験や調査により得られた心理学的知見を応用するだけでは解決できない。現実的の法や制度のもとでの人間行動の理解、説明が必要であり、司法のフィールドとの連携や協働がなければ、情報収集も成果還元も不可能である。

諸外国では「法と心理学」の枠組みにおいて、こういった領域連携的な研究がさかんに行なわれ、エビデンスにもとづく法制度の策定や実務におけるガイドラインの作成、実務家訓練が推進されている。しかし、我が国ではこういった共同研究が系統的に行なわれることはなく、実務への貢献にも制約があった。司法に関わる人間の行動に関する心理・社会科学的な実証研究がようやく行われるようになったのは、1990年代半ばからのことである。

このような現状を踏まえ、法学、心理学、および司法の実務の領域にまたがる新学術領域の創出を提案し、推進する。その目標は①司法の実務に即した課題を、法学者、心理学者、実務家が協働し、現場のフィールドを前提として研究活動を行うこと、②得られた成果を制度や実務へと還元すること、③制度や実務からのフィードバックを得て、新たな研究課題へと投入することである。そうすることにより、実証科学に支えられた法の実務、法制度の構築を導き、社会の福祉と幸福のために資することができる。と考える。

2. 研究の学術的背景

海外の動向：欧米では1970年代後半頃より、法と心理学の領域が顕現してきた。アメリカでは1976年にアメリカ心理学会の部会として法と心理学会が設立され、Law & Human Behavior 誌を発行している。ヨーロッパではヨーロッパ心理・法学会が1991年に設立され、Psychology, Crime & Law 誌を発行している。1998年からは4年に1度、アメリカ、ヨーロッパ、オセアニアの法と心理学会合同会議が開催され、日本からの参加も多い。これらの会議・学会において司法に関わる種々の課題が心理学者、法学者、実務家間で議論され、制度設計や評価において用いられている。

日本での当時の現状：日本では2000年に法と心理学会が設立され、各地域で研究グループが目撃証言、虚偽供述、裁判員裁判等のテーマのもと、活発な研究活動が行われるようになってきた。また、2009年の裁判員裁判の開始や、2009年に京都で開催された Society for Applied Research on Memory and Cognition（国際応用記憶・認知学会）を機に、法学者、心理学者、弁護士、家裁調査官などの実務家の協働も見られるようになった。このような準備のもと、新学術領域を立ち上げたいと考えるようになった。

3. 具体的目標と特徴：どのような点が「我が国の学術水準の向上・強化につながる研究領域」であるか

具体的目標：本申請は「研究領域提案型」であり、法学者、司法の実務家、心理・社会学者が協働して研究を行い、人材育成の道筋をつくることのできる領域を確立することを目指した。具体的には核となる研究グループとして「法意識・教育」「捜査手続き」「裁判員裁判」「司法と福祉」の4つのフィールドを形成する。以下、各フィールドおよび計画研究について述べる。

- **【法意識と教育】** 裁判員制度の成立にともない、一般市民が司法に関心を寄せ、実務にも関わるようになった。市民の法意識や法に関する教育は重要な課題である。ここでは、(1) 唐沢班が、司法の基本的概念である「責任」等の諸概念に関し、一般市民がどのような理解の構造と判断過程を示すかを社会調査や実験によって調べた上、これら諸概念に関する教育方法を考案する。(2) 河合班では、厳罰化・死刑は犯罪を抑止しないという知見にもとづき、市民の厳罰化・死刑に関する信念、科学的データとの乖離を調査し、市民への知識提供法を行う。(3) 久保山班では、民事紛争をテーマに、法教育のゲーム教材を作成する。
- **【捜査手続き】** 足利事件の虚偽自白をはじめ、事情聴取の方法や記録法は現代的な問題である。ここでは、(4) 佐藤班が、複数回にわたって録取される供述を三次元的に視覚化し、信用性の査定を支援するシステムを作成する。(5) 高木班では、虚偽自白発生防止を組み込んだ被疑者面接技法の作成を、(6) 厳島班では、目撃証言の正確さを保証する識別・尋問方法の開発を目指す。
- **【裁判員裁判】** 裁判員制度が開始され、市民による司法参加に伴う問題や支援の必要性が明らかになってきた。(7) 伊東班は、マスコミによる報道など、証拠以外の情報が市民の認知や司法判断に及ぼす影響を明らかにし、裁判員制度運用に関する提言を行う。(8) 指宿班は裁判員裁判における取り調べの可視化の効果と問題点を明らかにし、ガイドラインの策定を行う。
- **【司法と福祉】** 被害者をどのように保護支援するか、犯罪を犯した者の立ち直りにどう働きかけるかという問題を扱う。(9) 仲班は発達心理学の視点に立ち、虐待被害を受けた子どもに対する事情聴取の方法を確立するとともに、司法関係者、医療関係者、福祉関係者との連携のあり方を調べる。(10) 石塚班は、発達障害における成人・少年の一貫した処遇の検討などを通して、人間科学的知見の活用について、そのあるべき姿を提案する。

本領域の特徴と総括班の活動：各研究班は(1) 基礎研究を行い、(2) 得られた成果を制度や実務へと還元し(実務家研修、教材の開発等)、(3) 制度や実務からのフィードバックを得て新たな研究課題へと投入するというサイクルで研究を進める。(1)(3)は各研究班または研究班の局所的連携により実施する。(2)は総括班の支援を受け、研究班、フィールドをまたぐ連携により行う。

(2)の総括班の活動は、「法と人間科学(総括班)支援室」を中心に実施する。法と人間科学(総括班)支援室は、以下のような活動を行い、得られた成果の還元や社会実装を促し、よって研究の方向性を舵取りし、基礎研究に投入できるフィードバックを得る機会を増加させる。具体的には、研究班、フィールドをまたぐかたちで【1】司法に関わる専門家や実務家(弁護士、警察官、児童相談所職員等)を対象とする実務家研修、【2】市民や実務家を対象とする模擬裁判、【3】法学者、心理学者と実務家が共同で行うシンポジウムや研究会(札幌法と心理学研究会)を実施する。また、領域内での意思統一を図り、問題意識や成果の共有のために【4】合宿を行い、【5】HP、冊子体によるニューズレター、電子媒体による法と人間科学通信により、これらの活動を支援・広報する。【1】-【4】は有機的連携を、【5】は有機的発信を目指すものであった。

本領域の発展はどのように我が国の学術水準の向上・強化につながるか：法と心理の新学術領域では、法学と心理学という学術領域の融合のみならず、基礎研究と実務の連携・融合も目指す。法学、心理学にとっては、現実の制度における人間行動の解明という機会が与えられることになる。実務においては、科学的根拠(エビデンス)に基づく意思決定や制度構築が可能になる。実務家にとっては、科学的根拠にもとづき推奨される実務を行うことができ、また、そこでの効果測定やフィードバックは基礎研究に投入され新学術領域の向上・強化につながる。

2. 研究領域の設定目的の達成度（3ページ以内）

研究期間内に何をどこまで明らかにしようとし、どの程度達成できたか、また、応募時に研究領域として設定した研究の対象に照らしての達成度合いについて、具体的に記述してください。必要に応じ、公募研究を含めた研究項目ごとの状況も記述してください。

以下、4フィールドの各研究班、公募班につき、期間内に何をどこまで明らかにしようとしたのか、また、どの程度達成できたかを記述し、その上で全体としての達成度について述べる。

【法意識と教育】本フィールドの目的は、一般市民がもっている潜在的、顕在的な法意識を明らかにし、それを踏まえた法教育のあり方を考え、現実の教育プログラム開発につなぐ、というものであった。3つの研究班と3つの公募班が内外の研究班を参照しながら研究を行った。これらの知見は模擬裁判、シンポジウム、実務家研修、生徒や一般市民に対する授業や講義等により伝えられた。また、ゲーム開発も行われた。全体として、このフィールドの目標は達成されたと考える。

(1) A01-01 唐沢班（責任概念）：市民が「責任」等の法的概念に対していただく「素朴法理解」の構造と、その心理的基礎過程を明らかにすることを目指した。心理、法、倫理を包摂する概念構築の上で「個人や組織・集団の行動に関する責任の所在の認識から非難・懲罰行動に至る過程」につき、実験手法を用いて検討した。その結果、様々な規範遵守意識、その意識を活性化すること、集団所属意識やそれに起因する偏見等の要因が責任判断に与える影響を明らかにした。これらを踏まえ個人・組織の責任判断を構成する心理過程について包括的な理論モデル、すなわち法哲学や倫理学の伝統によって培われた規範論の議論を含み、かつ素朴法理解の基礎となる認知的・動機的過程のモデルを構築した。目標は達成されたと考える。

(2) A01-02 河合班（刑罰と犯罪抑止）：法学的概念に基づき、社会学、心理学の調査法を用いて市民の死刑制度に関する意識を調査し、意識に影響を及ぼす要因を明らかにすることを目指した。大規模調査の結果、死刑制度の積極的支持率は約4割であった。犯罪状況、刑罰の効果、死刑執行状況等の知識があるほど、死刑制度の支持は僅かだが低下し、「無実の死刑囚がいる」という仮定のもとでは「一旦死刑執行を停止する」への賛同は7割だった。しかし、無実の死刑囚の率を変えても結果に差はなく、制度廃止への賛同は少なかった。また、道徳観の調査を行い、モラル違反に敏感な人が死刑や厳罰化に賛成する傾向を見出した。厳罰化を支持する人は犯罪者の更生も支持するという結果であり、司法への関与という観点を入れなければ相反する概念への支持を理解できないことも示された。目標は概ね達成された。

(3) A01-03 久保山班（法教育）：唐沢班、河合班等で得られた知見も踏まえ、民事紛争をテーマに法教育のゲーム教材を作成することを目指した。アメリカ、韓国、ウズベキスタンにて研究調査、実践調査を行い、民事紛争解決教材としての「ADRゲーム」（カード/ボード版）とその簡略版を開発した。その他、現場の要請に応じて「裁判員裁判ゲーム」、法律相談をとらえた「専門家選択ゲーム」、「被害者学教育ゲーム」、「刑事取調べ体験ゲーム」も製作した。また、小学校、生涯学習、行政書士会などでゲームを用いた実践を複数回行った。成果については著作・論文のほか、日本経済新聞等での紹介や、東京ゲームショウ（2015年9月）への出品を通してアウトリーチを図った。目標は達成されたと考える。

以上の計画班に加え、公募班である**(4) A01-04 長谷川班（H24-25）「小学生対象の民主主義理解教育の提案とその効果検証」**では、唐沢班を参照しながら、小学校高学年を対象とした法教育授業開発・実施し、**(5) A01-05 高橋班（H26-27）「青年期における法意識の揺らぎに関する進化心理学的アプローチ」**では、規範意識をテストステロンの観点から検討した。**(6) A01-06 和田班（H26-27）「医療職を対象とした法的コンピテンス養成教育プログラムの開発」**では、医療従事者を対象とする法的コンピテンス（インフォームドコンセント等の知識を学ぶ）の習得プログラムを開発した。

【捜査手続き】事情聴取や識別の方法や記録法は現代的な問題である。本フィールドの目的は目撃供述、自白供述等の信用性に関わる要因を明らかにし、正確な情報収集を可能にする方法を開発し、実務家に提供することであった。フィールド内外の研究班と連携し、虚偽自白の防止やより適切な目撃供述の収集に関するガイドラインの作成や実務家への情報提供を行った。2015年5月19日に可視化法案が参議院を通過したが、その学術的背景としての役割も果たした。本フィールドの目的も達成されたと考える。

(1) A02-01 高木班（被疑者面接技法）：目的は、日本の司法システムや捜査実務において実用的に機能する「虚偽自白発生防止を組み込んだ被疑者面接技法」の作成であった。佐藤班、指宿班、仲班とも連携しながら（1）国外の面接技法を比較調査し、被疑者からの情報収集を重視する情報駆動型モデルが、自

白追求型の聴取法よりも、虚偽自白や嘘により良く対応できることを確認した。次に(2)事例、制度、実践的文脈を検討し、聴取には(a)調べ官がもっている仮説を重視、(b)周辺の詳細情報を盛り込んだ「物語的な」真実を重視、(c)「被疑者のため」というパターン的な態度を重視、といった特徴があることが見出された。これらの成果をふまえ、(a)を排除し「情報駆動型」の面接を行い、必要に応じて(b)(c)を用いる技法を提案し、警察官、検察官等を対象とする研修等で提供した。目的は概ね達成された。

(2) A02-02 巖島班 (目撃証言の識別・尋問方法)：目的は、目撃証言の正確さを保証する識別・尋問方法の開発であった。高木班、仲班、伊東班と連携しながら、目撃証言や識別の正確性に影響を及ぼす要因として「推定変数」(目撃条件等)と、「制度変数」(坂道、カーブ)司法がコントロールできる要因)に注目し、実験研究を行った。推定変数としては、1)目撃時間、視認状況、2)凶器注目効果のメカニズム(特に自動性)、3)スキーマ(出来事、場所、もの)、4)情動、5)チェンジブラインドネス、6)語法効果について知見を得た。システム変数としては、7)面通しにおける「わからない」判断を許す効果、8)面接者が持つ犯人仮説、9)二重盲検法、10)識別後の肯定的フィードバックにつき実験を行い結果を得た。成果は実務家研修、鑑定書、法廷での専門家証言として実務家に提供した。さらに、若手研究者を含む研究者に対する鑑定書作成のための実務家研修において提供された。目的は概ね達成された。

(3) A02-03 佐藤班 (供述の三次元地層モデリング)：法学、情報学、心理学の知見を用い、供述における言語情報を可視化するシステムを構築すること、その社会実装の可能性を検討することを目指した。調書は通常、複数回にわたって録取される。そこで、複数回にわたる供述を三次元的に視覚化し、容易に検索、情報する方法を構築した。三次元情報提示法(Kachina)、ナラティブ分析(TEM)、虚偽自白分析(浜田式分析)の3要素からなるシステム(パソコンで使用可能)であり、具体的には、供述をソース、時間、トピックといった三次元軸に提示し、関連付けを行ったり、必要な部分を必要な角度から検索することができる。過去の事案につき、実験的に使用し、効果を確認した。目的は概ね達成された。

以上の計画班に加え、公募班として**(4) A02-04 松尾班 (H26-27)「目撃者遂行型調査の効果の検討」**は、目撃者が用紙に記入するかたちで報告を行う聴取方式の検討を行い、**(5) A02-05 羽瀧班 (H26-27)「外国人留学生に対する面接のガイドラインの開発：中国語母語話者を中心に」**は留学生等の日本語能力を踏まえた上での面接ガイドラインを開発した。これらの成果は、警察庁による「取り調べ(基礎編)」の作成や警察大学校における取り調べ専科での授業など、取り調べの高度化に貢献した。

【裁判員裁判】裁判員制度が開始され、市民による司法参加に伴う問題や支援の必要性が明らかになってきた。このフィールドでは、裁判員裁判に焦点を当て、刑事訴訟法、心理学が共同し、現実の事案で問題となったことがらを踏まえ、裁判における市民の法的判断に及ぼす種々の要因について検討した。ここで得られた知見はシンポジウム、実務家研修等で実務家や市民等に提供されるだけでなく、裁判における凄惨な証拠の提示や、手続き二分、量刑グラフの活用などの参照枠として用いられるようになった。

(1) A03-01 伊東班 (裁判員の判断過程)：裁判における情動的な情報が法的判断に及ぼす影響を明らかにし、裁判員制度運用への提言を行うことが目的であった。指宿班、松尾班、山崎班とも連携し、実務家や一般市民を対象とした模擬裁判により、1)遺族の意見陳述や遺体写真等がネガティブな感情を喚起し、法的判断を有罪方向に方向付ける可能性があること、2)その影響は個人差(合理的に考える傾向性)により異なること、3)丁寧な説示を与え、合理的な判断を促し、時間を十分に与えれば、影響を除去できる可能性があること、などが示唆された。合理的な判断を促すことは、逆に不合理な判断を誘発する可能性や、過剰に感情を制御してしまう可能性もデータから指摘されており、制度の見直しや運用方法の検討には、さらなる実験心理学的検討が必要である。目標は概ね達成されたと考える。

(2) A03-02 指宿信班 (可視化の制度構築と裁判員裁判)：佐藤班、高木班、仲班、公募班である山崎班と共同し、取り調べの可視化の効果と問題点を明らかにし、ガイドラインを策定することを目指した。比較法研究、事例研究、心理実験から、録音録画には1)映像情報が誘発する「偏見」、2)「不適切な尋問」の結果誤った供述が記録される、3)判断者の心証形成に作用する(映像に埋め込まれた)「ナラティブ」などの負の効果もあることが示された。これらを考慮した法制度、捜査技術、公判運営が必要である。カメラ・パースペクティブ(録画角度)に関する提言も行い、目的は達成された。

以上に加え、公募班としては、**(3) A03-03-01 佐伯班 (H24-25)「裁判員裁判における量刑審理・評議の在り方」**、**(4) A03-03-02 佐伯班 (H26-27)「裁判員裁判における量刑分布グラフの効果と**

意義」が、伊東班と連携し、裁判員裁判における「手続き二分手続き」（有罪・無罪判断と量刑判断を分ける）と量刑分布グラフの機能につき検討した。(5) A03-04 石崎班 (H24-25) 「公判の「振り返り」が裁判員による情報の重みづけに及ぼす影響の検討」は山崎班と連携し、評議において裁判員が目を向ける情報の偏りとそれを是正する方策について検討した。(6) A03-05-01 山崎班 (H24-25) 「検察審査員の判断を規定する要因および判断に至る心的プロセスについての実証的研究」では、検察審査会を題材に、法的判断に関わる要因を、(7) A03-05-02 山崎班 (H26-27) 「法律に対する市民の違和感を規定する要因の心理学的検討」では、専門家（裁判官、検察官）と市民との間にある判断のギャップにつき検討し、市民・実務家への知見提供も行った。

【司法と福祉】 犯罪を解決し、再犯を防ぐには被害者、犯罪者の両方に司法的・福祉的介入や支援が必要である。このフィールドでは、被害者、犯罪者、犯罪者の家族の支援の問題を明らかにすること、特に被害者への面接法や、非行少年の査定や処遇について具体的な知見を得ること、それを社会に提供することを目指した。本フィールドの成果は、近年の「入口支援」「出口支援」や、厚生労働省、警察庁、最高検察庁による「協同面接」（三者連携による司法面接）推進の基盤の一つとなっている。

(1) A04-01 仲班（子どもへの司法面接）：被害児童への事情聴取法（司法面接）とその研修プログラムの改善を行うことが目的であった。高木班、指宿班、巖島班、佐藤班等と連携しながら司法、医療、福祉の実務家に研修を繰り返し行い、エピソード記憶と意味記憶を分離すること、オープン質問の意味と使いかたを明確化すること、ラポール形成の意義を明示すること、面接の計画方法等の改善を行った。また、研修の効果測定、面接の繰り返しが報告に及ぼす影響、ポジティブ／ネガティブな出来事の記憶、面接における教示の理解、出来事を報告するための語彙の習得と使用（特に、時間語彙）、録画面接におけるカメラ・パースペクティブに関する基礎実験・調査を行い、成果を実務家に提供した。目的は達成された。

(2) A04-02 石塚班（犯罪者・非行少年処遇）：犯罪者・非行少年処遇に関する現状を調査し、これにもとづくアウトリーチを行うことが目的であった。仲班、河合班と協同し、発達障害における成人・少年に対する一貫した処遇の検討、模擬裁判による実験や調査、事例検討などを行い、1) 犯罪者・非行少年の処遇には科学的知見が不足しており、法律家の先入見や法制度による制約が存在すること、2) 中央政府主導の犯罪対策には限界があり、地方政府やNPOとの連携が期待されるが、その促進には実効的な施策が必要であること、3) 市民は人間科学にもとづく犯罪問題の解決を求めているが、十分な情報がないために犯罪報道に迎合し、刑罰ポピュリズムに惑わされる傾向があること、などを示した。これらを踏まえ、シンポジウムや演劇等も含むアウトリーチ活動を実施した。目的は達成されたと考える。

公募班では(3) A04-03 櫻井班 (H24-25) 「カルト被害の救済と回復－レジリアンスの視角から」が、仲班と協同しながら、カルト被害の損害賠償請求のみならず、精神的回復に果たすカウンセリングや自助グループの効果につき調査した。また、(4) A04-04 唐沢かおり班 (H24-25) 「犯罪被害者の心の推論と支援的環境の構築」では、被害者や被害者以外の人「被害者の心」をどう推測しているのかを調査・面接により明らかにし、(5) A04-05 安田班 (H24-25) 「DV被害母子支援の地域連携－福祉・心理と司法の融合に向けたアクションリサーチ」では、支援者間、支援者と弁護士といった専門家間での連携の実態と可能性を、(6) A04-06 田中班 (H24-27) 「司法面接における子どもの語り：質問形式と応答の関係性について」では、面接者の質問形式と子どもの応答との関係性を調査した。

また、(7) A04-07 金澤班 (H26-27) 「福祉領域での発達障害特性を考慮した触法者に対する臨床心理学的コンサルテーション」では、発達障害が疑われる触法者への支援を助ける評価ツール（尺度）を作成し、(8) A04-08 松本班 (H26-27) 「児童期の性的虐待被害者のレジリエンスを支援する時効法改革の提言」では性虐待における時効の問題につき、心理、民法両方の観点から検討し、諸外国での制度比較も行い、目指すべき方向を明らかにした。

【まとめ】 これらすべての活動に関し、総括班は合宿、模擬裁判、シンポジウム等を通して班の交流と連携を促し、法学、社会学、心理学等のディシプリンの異なる研究者や実務家との融合を図り、成果をHP、ニューズレター、電子版の通信等で発信する役を果たした。また、助成やデータベース作成を通して若手の活躍や育成を支援した。成果は司法の様々な側面（法教育、可視化法案、手続き二分、評議方法、協同面接等）で活かされるようになった。全体として、本新学術領域の目的は達成されたと考える。

3. 研究領域の研究推進時の問題点と当時の対応状況（1ページ以内）

研究推進時に問題が生じた場合には、その問題点とそれを解決するために講じた対応策等について具体的に記述してください。また、組織変更を行った場合は、変更による効果についても記述してください。

研究遂行上で生じた問題点等としては、中間報告で指摘された以下の2点が挙げられる。

1. 研究班の連携

中間評価で指摘された通り、最初の2年は、研究班ごとの活動に重点が置かれ、全体としての方法論の構築、連携・融合は十分ではなかった。総括班のガバナンスのもと、支援室を強化し、支援室員（学術研究員）が常に支援・対応できる状態を作った。また、支援室が中心となり、次のような活動を行った。

- 有機的連携・交流の強化：全体会、シンポジウム、合宿のコミュニケーションの機会を増やし、交流を促した。特に、模擬裁判を含め、1泊の合宿を毎年繰り返し、積極的に連携活動を推進した。
- 有機的発信の強化：各研究班の活動や成果発信、シンポジウム、ワークショップ、実務家研修（専門家に向けた知見の提供）等の広報や運営、冊子体によるニューズレター、電子版による通信の発行、こういった活動により、3年目以降はそれぞれの知見を踏まえ、交流のもとでの研究展開が行われるようになった。

2. 研究の遅延

緊急性の高い資料の分析・検討を優先したため、中間評価時点では、計画通りに進行しなかった班が存在した。しかし、計画変更を伴う研究班はなく、上述のように、期限終了までに目標は達成されたと考える。

以上の問題については、4. 審査結果の所見及び中間評価の所見等で指摘を受けた事項への対応状況に詳述する。

4. 審査結果の所見及び中間評価の所見等で指摘を受けた事項への対応状況（2ページ以内）

審査結果の所見及び中間評価において指摘を受けた事項があった場合には、当該コメント及びそれへの対応策等を記述してください。

<中間評価の所見等で指摘を受けた事項への対応状況>

1. 中間評価の所見

審査結果はA-（研究領域の設定目的に照らして、概ね期待どおりの進展が認められるが、一部に遅れが認められる）であり、総合所見、各コメントは以下の通りであった。対応すべき指摘に下線を施す。

(1) 総合所見

本研究領域は、法学や心理学を中心とする学術研究の成果を司法実務などに社会実装し、そこから得られるフィードバックを踏まえて更なる学術研究を進め、既存の学問分野の枠にとどまらない新たな学術領域を創出することを目指している。各研究項目における理論的な成果の一部が、実務においても現に参照され、それが更なる成果をもたらしている点は、評価に値する。他方で、一部の計画研究において、計画の進展に遅れが見られ、また、それらの連携・融合の深度にばらつきがあることから、計画研究相互の連携を強化することを含め、異分野の融合により新学術領域を創成する方法論の確立・実践が求められる。

(2) 総合所見におけるコメント

- (a) **研究の進展状況**：複数の計画研究での合同研究や実務家研修の実施を通じて、研究者の専門分野や、研究者と実務家といった区分を超えた異分野の連携を図る取組が着実に実施されている。他方で、研究項目によっては研究の進展に遅れが見られ、十分に連携がなされていないことから、研究領域全体として、新たな学問領域の創出に向けて研究成果の体系化を促進するとともに、異分野融合を可能とする方法論の確立が強く求められる。
- (b) **研究成果**：理論面で多くの成果が得られ、それらが研修等を通じて司法実務において参照される例もあるなど、連携による成果が着実に得られているほか、公開研究会等によりその情報発信も積極的に行われている。今後は、社会実装から得られるフィードバックを踏まえた理論の深化とともに、異分野連携を進め、既存の研究の枠組みを超えた形での融合によって、具体的な成果の獲得につなげることが期待される。
- (c) **研究組織**：司法実務の場面で使用できるツールの作成、実務家研修などを通じて、連携ないし融合のインセンティブを与える工夫がなされており、いくつかの計画研究では異分野の連携が展開していることが認められる。こうした活動を現実の異分野融合による新たな学問領域の創出につなげるためにも、組織の改編も含めて、総括班のイニシアチブによって各計画研究の連携をより強めることを可能とする領域運営方法の検討が求められる。
- (d) **研究費の使用**：特に問題点はなかった。
- (e) **今後の研究領域の推進方策**：計画研究相互の連携の強化を通じて、融合による新たな研究領域の創成に結びつける方法の確立が求められる。そのため、領域全体として何をどのように明らかにするか、実務家との協働をどのように実質化するか、といった点を明確にした上で、領域内の連携強化を図る必要がある。例えば、研究会等の場での研究成果の共有に加えて、研究の着手時点において異分野間の実質的な連携を図る具体的な研究課題を設定するなど、研究サイクルにおける意識的・制度的な異分野融合に向けた対応を図ることも考えられる。
- (f) **各計画研究の継続に係る審査の必要性・経費の適切性**：一部の計画研究で遅れが見られるものの、各計画研究は概ね順調に進展している。しかしながら、計画研究相互の連携が十分でないことから、領域全体としての研究の進め方、連携強化に向けた方策等を改めて明確にするため、一部の計画研究について継続に係る審査を行う必要がある。

(3) 総括班ならびに個別の研究班に対するコメント

- **総括班**：「総括班には、多様なアプローチをどのように有機的に結び付け、新たな融合領域の創出につなげるのか、その基盤形成のための方法論を明確にした上で今後の領域研究を推進することが求められる。同時に、各研究項目の研究計画についても、領域全体の研究の方向性に沿った形で連携の強化が図れるよう総括班の継続に係る審査において、その具体的を併せて示すことが求められる」とのコメントが付された。
- **研究班**：それぞれ「概ね順調に進捗している。」「概ね計画どおり進展している。」と評価されたが、やはり組織的連携、有機的連携を求めるコメント付されていた。

2. 中間評価のコメントへの回答と対応策

コメントを踏まえ(1)方法論を明確にし、(2)研究班を有機的に結びつける方策を講じた。具体的には、総括班が管轄する「法と人間科学（総括班）支援室」を強化し、以下のように(a)互いを知る機会を増やし(合宿、HP、ニューズレター等)、(b)共通の方法論「研究成果を実務家・市民に還元し、そこで得たフィードバックを研究に投入する」を繰り返し、(c)連携活動を繰り返し設けた(模擬裁判、シン

ポジウム等)。

(1) 互いを知る機会

- **合宿**：領域内での意思統一を図り、問題意識や成果の共有のために全体会を5回実施した(札幌、秋田、東京、京都、大阪)。そこでは、個別の班の研究成果報告のみならず、法と人間科学の展望、法と人間科学教育の今後、等々につき、グループワーク等を実施した。
- **情報交換**：HP、冊子体によるニューズレター(全9回)、電子媒体による「法と人間科学通信」(全14回)を発行し個人、研究班の紹介を行うとともに、実務家との交流も強化した。

(2) 方法論の確立と連携

- **実務家研修**：基礎研究により得られた知見を提供し、また実務家から得られたフィードバックを基礎研究に投入する目的で、複数の班を巻き込み、司法に関わる専門家や実務家(弁護士、警察官、児童相談所職員等)を対象とする実務家研修を実施した。全体として20回であり、うち6回は、フィールド内、フィールド間で研究班が連携して行った。

(3) その他の連携活動

- **模擬裁判**：市民や実務家を対象とし、知見の提供を行うとともに、フィードバックを得た。札幌、秋田、東京、京都、大阪の計5回実施した。
- **シンポジウム・研究会**：法学者、心理学者と実務家が共同で行うシンポジウムや研究会を実施した。5年間に、「札幌法と心理学研究」は計35回であり、2013年11月に東京法と心理研究会が発足し、3回の活動を行った。また、国際シンポジウムを1回、東アジア法と心理研究会は、開催地を日本、韓国、中国の輪番で5回の活動を行った。全体シンポジウム2回、東アジアラウンドテーブルなども班の協働で実施した。

(4) 研究班のペアリング

研究班のペアリングを行った。研究班はそれぞれ申請時の達成を目指しており、協同で「新たな研究課題」を創生することはなかったが、情報交換や種々の活動での連携が行われ、成果は、他班の成果も反映するものとなった。なお、本新学術領域の終了後、新たな連携活動は見られる(例：H.27年に採択されたRISTEX「多専門連携による司法面接の実施を促進する研修プログラムの開発と実装」(仲代表)は仲班、羽淵班、田中班、松尾班の協同研究となっている)。

- **A01-001 唐沢班(責任概念)**：「他の計画研究との有機的な結合を図りつつ計画を進めるとともに、理論モデル構築と実証研究によるモデルの検証の進展を図ることが待される。」⇒河合班と連携し、処罰意識も含めた検討を行う。
- **A01-002 河合班(刑罰と犯罪抑止)**：「さらなる実証的調査・分析を、領域内の他の計画研究である、法意識と教育や、裁判員裁判などのフィールドとの有機的な結合のもとで展開することが期待される。」⇒唐沢班と連携し、心理学的な方法論も融合させた調査を行う。
- **A01-003 久保山班(法教育)**：「他の計画研究との連携により、相互にフィードバックが獲得されるとともに、その内容が本計画研究の成果として具体的に示されることが期待される。」⇒佐藤班と連携し、児童、生徒等を対象とした効果測定を行う。
- **A02-001 高木班(被疑者面接技法)**：「他の計画研究との有機的な連携による研究の進展が期待される。」⇒指宿班と連携し、取調べの録音録画の問題とも関連づけながら、研究を進める。
- **A02-002 巖島班(目撃証言)**：「作成が予定されるガイドラインの社会実装に向けて、現実の法実務に照らした場合の有効性について、刑事法研究者や実務家が関与した形で検証されることが求められる。」⇒伊東班、指宿班と連携し、実務家の協力を得て効果検証を行う。
- **A02-003 佐藤班(供述の三次元地層モデリング)**：同システムの妥当性についてさらに検証を加えることが期待される。」⇒久保山班とともに効果測定を行い、理論的な検証も進める。
- **A03-001 伊東班(裁判員の判断過程)**：「当初の研究計画と異なるスケジュール、実験内容となっていることから、総括班との連携のもとで、所期の目的の達成に向けて研究を着実に進展させることが求められる。」⇒巖島班、指宿班と連携し、模擬裁判を通して計画を達成する。
- **A03-002 指宿班(可視化の制度構築と裁判員裁判)**：「心理学などの最新の研究成果を踏まえ、法学の研究の枠を超えた学際的な方法論に立つ研究にはこれから着手することになる。今後、研究目標の達成に向け、他の計画研究及び本研究領域に参画する他分野の研究者との連携を格段に強化する必要がある。」⇒巖島班、高木班、伊東班と連携し、参考人取調べも含め検討する。
- **A04-001 仲班(司法面接)**：「子供の面接に関する成果については、その独自性に加えて、一般化可能な側面についても示されることが望まれるほか、他の計画研究とより組織的な相互連携が図られることも期待したい。」⇒石塚班と連携し、被疑者接見も範囲に含め、研究を進める。
- **A04-002 石塚班(犯罪者・非行少年の処遇)**：「予定されているアンケート調査や分析などの場面で、心理学など他の人間科学との有機的な連携を図ることで、従来の刑事法研究の枠組みを超えた成果の獲得に至ることが期待される。」⇒刑事法の枠組みを越えるため、仲班と連携しながら調査を進める。

5. 主な研究成果（発明及び特許を含む）【研究項目ごとに計画研究・公募研究の順に整理する】

（3 ページ以内）

本研究課題（公募研究を含む）により得られた研究成果（発明及び特許を含む）について、新しいものから順に発表年次をさかのぼり、図表などを用いて研究項目ごとに計画研究・公募研究の順に整理し、具体的に記述してください。なお、領域内の共同研究等による研究成果についてはその旨を記述してください。記述に当たっては、本研究課題により得られたものに厳に限ることとします。

【総括班】新学術領域「法と人間科学」の目標は、(1) 実務に即した課題につき、研究者と実務家が共に研究し、(2) 得られた成果を制度や実務へと還元し、(3) そこからフィードバックを得て、新たな研究課題へと投入するという方法を用いながら、実証科学に支えられた法の実務、制度の構築を導くというものであった。総括班では、この目標を達成するため、**実務家研修**（20回）、**模擬裁判**（5回）、**シンポジウム・ワークショップ**（8うち国際5）、**研究会**（38）、**合宿**（5）、**HP更新**、**ニューズレター**（9）、「**司法面接通信**」（14）等の活動を行い、研究班の有機的連携、有機的発信を支援した。5年間の活動の結果、法と人間科学の活動は増加し、上記方法論は広く用いられるようになり、関与した研究者数は若手も含め87人、指導した大学院生は修士課程77人、博士課程54人、PDその他は21名であった（重複カウントあり）。法と人間科学の新学術領域の基盤が確立され、独自の領域として機能し始めたといえる。

【計画班】

(1) **A01-01 唐沢班（責任概念）**：実験研究により以下の成果を得た。1) 属人的責任判断：被告人を「道徳性が劣る、非人間的だ」と知覚すると量刑判断は重くなる。低い道徳性に対する懲罰を媒介する変数は、応報的感情と無能力化への動機であった。2) 法人の責任判断：組織的な意図の認知、応報感情が喚起されると、それが非難を形成し、懲罰判断へと至る。3) 被害者感情：加害当事者集団が「過去の歴史上の存在」であっても、現在の無関連な成員集団との間に連続性が認知され、それが規定要因となって被害者感情が起きた。集団間文脈での責任概念について、包括的理解を可能にする知見が得られた。

(2) **A01-02 河合班（刑罰と犯罪抑止）**：社会学、法学、心理学者との議論を踏まえ、2014年に大規模調査を実施した。その結果、死刑制度の積極的支持率は4割であること、犯罪状況、刑罰の効果、死刑執行状況などの知識があると、死刑制度支持率は僅かだが減少することを見出した。「無実の死刑囚がいたら」との問いでは一旦死刑執行停止への賛成はあったが（7割）、死刑廃止には至らなかった。

(3) **A01-03 久保山班（法教育）**：民事紛争解決、裁判員裁判に関する法教育教材を、行政書士との協同で作成した。児童・生徒向け、成人向けの教材、国際比較も行える国際教材を、オフライン教材、オンライン教材として作成した。具体的には1)「ADRゲーム」と同簡略版、2)「裁判員裁判ゲーム」、3)「専門家選択ゲーム」（法律相談）、4)「被害者学教育ゲーム」、5)「刑事取調べ体験ゲーム」であり、国内の小学校（兵庫県）、生涯学習（福岡県）、行政書士会（福岡県）等で実践活動を行い、フィードバックを得た。

【捜査手続き】

(1) **A02-01 高木班（被疑者面接技法）**：以下の結果を得た。1) 国外の聴取法の比較：有罪仮説に基づく聴取技法と情報収集を目指す聴取技法を比較し、後者が虚偽自白、嘘の防止において優れていることを確認した。2) 調書分析：聴取にはa. 聴取側の仮説（犯行筋書き）に基づく「ストーリー駆動」、b. 立証に直接必要ではない状況・事情を詳細に盛り込み、供述が「真実」だという印象をもたらす「物語的真実」、c. 取調官が、被疑者のためと信じる「パターンナラ倫理的態度」の特徴があることを見出した。以上より、3) aを排除し、bとcを必要に応じて用いる情報収集型の面接法定式化し、専門家にも提供した。

(2) **A02-02 巖島班（目撃証言の識別・尋問方法）**：実験研究により、目撃供述に影響を及ぼす「推定変数」として1) 現実の事案に基づく目撃条件、2) 凶器注目効果の自動性、3) 偽記憶形成におけるスキーマの効果、4) 情動喚起による逆向干渉、5) チェンジブラインドネスによる誤識別、6) 語法効果について検討した。また「システム変数研究」としては1) 面通しにおける「わからない」判断の導入、2) 面接者が持つ犯人仮説、3) 二重盲検法、4) 識別後の肯定的フィードバック（「当てましたね」）の効果を検討し、ガイドラインとして実務家に提供した。

(3) **A02-03 佐藤班（供述の三次元地層モデリング）**：供述の三次元地層モデリング（整理・検索システムKTH）を用い、再審請求事件等の供述資料の展示を試みた。その結果、被告人の供述が被害者供述の変遷を追うように変遷する様子が視覚的に示された。データ呼び出しと検索の機能追加により、より容易に供述変遷の視覚化が可能となった。刑事法の観点から、裁判におけるKTHの利用可能性につき議論した。

【裁判員裁判】

(1) **A03-01 伊東班（裁判員の判断過程）**：実験から以下の結果を得た。1) 悲惨な情報の影響：遺族の意見陳述や遺体写真等の提示は、模擬裁判員の有罪判断率を上昇させ、ネガティブ感情を高める。2) 法的判断：個人差の影響もあり、認合理的思考を行う者ほど無罪判断の傾向があり、それは「意見陳述を判断に用いない」よう注意した場合に大きい。3) 有罪無罪判断：遺族の意見陳述は、有罪無罪判断には影響しないが、ネガティブ感情が喚起したり、逆に過剰なネガティブ感情の抑制をもたらすことがある。これら

を踏まえ、感情的情報に関する慎重な対策の必要を実務家に訴えた。

(2) A03-02 指宿班（可視化の制度構築と裁判員裁判）：以下の成果を得た。1) 可視化マップ：世界の可視化制度を「対象犯罪」と「対象範囲」の因子でマップ化し、議論のツールとした。2) 録音録画の問題：取調べ録画があっても誤判となった事例を収集分析し、尋問技法、被疑者の法的保護（弁護士等）の課題があることを示した。3) 録音録画法：録画における種々の変数（仕様、技術、撮影法、媒体、カメラ台数等）が法的判断に影響を及ぼすことを示し、心理実験により「カメラ・パースペクティブ効果」を確認した。4) 公判での録画利用：映像が心象に影響を及ぼし、「直接主義」（法廷外の情報で心証を得ることを禁じる）に反する疑いがあることを指摘した。これらの成果を実務家に提供し注意喚起を促した。

【司法と福祉】

(1) A04-01 仲班（子どもへの司法面接）：基礎研究としては、1) 司法面接研修の効果測定、2) 市民による、子どもの供述に関する信念、3) 面接の繰り返しの効果、4) ポジティブ／ネガティブな出来事の報告、5) 「だいたい／正確に」という教示の効果、6) カメラパースペクティブ効果、7) 時間概念の獲得、8) スエーデンの司法面接ガイドラインの翻訳、9) 研修プログラムの改善点のレビューを行った。これらに基づき、福祉・司法の専門家に110回の研修を行い、フィードバックを得るとともに、現実事案における司法面接の支援も行った。成果を市民・専門家に向けた提言、警察庁ガイドライン作成等に生かした。

(2) A04-02 石塚班（犯罪者・非行少年処遇）：調査、事例検討から以下の結果を得た。1) 教誨師等への調査：犯罪者・非行少年処遇と宗教的支援は両立するが、両方を行うには制度的保証が必要である。2) 諸外国調査：欧米、東アジア諸国では実証研究が犯罪学修得の基礎となっているが、日本の法学教育では軽視されている。そのため実務では実証科学の成果が理解されにくく、刑事裁判や刑事政策の発展を妨げている。3) 犯罪者・非行少年処遇の調査：近年は地方政府、地域社会、NPOとの連携が模索されているが、市民への情報が少なく、制約がある。これらを元にアウトリーチ活動を行った。

【公募班（H24-25）】

(1) A01-04 長谷川班「小学生対象の民主主義理解教育の提案とその効果検証」：発達心理学者、教育学者、教育者、弁護士の協同により2種の法教育指導案を開発し、児童に対する効果を確認した。知見は実務家研修やシンポジウムで提供した。

(2) A03-03-01 佐伯班（H24-25）「裁判員裁判における量刑審理・評議の在り方」：手続二分という審理形態が量刑判断に及ぼす影響と、量刑分布グラフの利用が量刑判断に及ぼす影響を検討し、実験を行った。手続二分の効果はなく、量刑グラフの効果が著しかった。

(3) A03-04 石崎班（H24-25）「公判の「振り返り」が裁判員による情報の重みづけに及ぼす影響の検討」：模擬裁判実験を行い、公判を「振り返る」ことで裁判員が焦点を向ける情報範囲に変化が生じる可能性につき検討した。評議の方法、事案の内容等により、振り返りの効果には違いがあった。

(4) A03-05-01 山崎班（H24-25）「検察審査員の判断を規定する要因および判断に至る心的プロセスについての実証的研究」：検察審査会の判断につき複数の実験を行い、目撃証言の有無等の証拠よりも、被疑者が申立人の求める示談に応じているか否かが、判断に及ぼすことを見出した。検察審査員経験者に対する調査を実施し、審査では「常識」にもとづいて判断する傾向が強く、「法律の理解」が必要と認識した場合であっても、必ずしも法律にもとづいて判断しない傾向が示唆された（山崎優子・石崎千景・佐藤達哉（印刷中）。市民の司法判断傾向－検察審査員経験者を対象にした調査－，立命館人間科学研究，査読有）。

(3) A05-03 櫻井班（H24-25）「カルト被害の救済と回復－レジリアンスの視角から」：研究会、実務家研修、調査から以下の成果を得た。1) 臨床家・実務家に対する研修・研究会：カルト問題の解決は司法のみならずカウンセリング・自助グループによるケアが重要である。2) 精神科医・学生相談の臨床家との事例研究：「回復への足がかり（レジリアンス）」は多様である。類型化や定式化を目指す社会科学と、個性記述的・問題解決的な臨床的実践との差異を自覚し、研究者と実務家が連携することは重要である。このことを踏まえ、論文・書籍、実務家研修等によりアウトリーチを行った。

(4) A05-04 唐沢かおり班（H24-25）「犯罪被害者の心の推論と支援的環境の構築」：調査、実験、面接研究から以下の成果を得た。1) 調査研究：人々は「遺族は加害者に対し、強い怒りを抱いている」という遺族像をもっている。2) 実験：「他者の過ちに寛容であるべき」という規範的信念の強い人は、遺族に対して支援意図をあまり示さないことがある。法廷で感情表出についても同様の認知が働き、その結果、遺族の希望とは逆に軽い量刑判断がもたらされることがある。3) 遺族への面接：遺族は賠償金や受傷につき誤解されるという体験をしており、その結果「社会は遺族に偏見をもっている」と認識したり、孤立化したりすることがある。支援を受けることでこのイメージは払しょくされ得ることも確認した。

(5) A05-05 安田班（H24-25）「DV被害母子支援の地域連携－福祉・心理と司法の融合に向けたアクションリサーチ」：DV被害者支援に従事している弁護士等の専門家に面接し、現場支援者同士、異職種専門家同士の連携体制の有り様を調査した。成果も含めシンポジウム、研修会を実施した。

【公募班（H26-27）】

(1) A01-05 高橋班 (H26-27) 「青年期における法意識の揺らぎに関する進化心理学的アプローチ」：進化心理学的観点から、青年期の規範意識や衝動性を、男性ホルモン（テストステロン）との関連で調査した。サッカーの試合の勝敗後のテストステロン・レベル（TL）と規範意識との関係性を検討したところ、1) サッカーの試合の勝敗によってTLが大きく変動すること、2) 試合に負けてTLが低下した場合には衝動性が上昇し、飲酒規範などが弛緩する傾向がみられた。

(2) A01-06 和田班 (H26-27) 「医療職を対象とした法的コンピテンス養成教育プログラムの開発」：インフォームドコンセントの理解等を促進するプログラムを開発し、神奈川県病院機構の協力を得て、プログラムの実施検証を行った。また、米国、台湾、中国等の研究者とのネットワークを構築した。

(4) A02-04 松尾班 (H26-27) 「目撃者遂行型調査の効果の検討」：伊東班とも連携し、目撃者が目撃内容を自分で用紙に記録する方法（目撃者遂行型調査）の効果を検討した。その結果、目撃者遂行型調査で用いられる教示（出来事を思い出すための教示）やスケッチ（図）の効果が大きいこと、この調査を用いて想起した内容は遅延後も保持されやすいことを見出した。

(5) A02-05 羽瀨班 (H26-27) 「外国人留学生に対する面接のガイドラインの開発：中国語母語話者を中心に」：留学生による出来事を目撃報告を調べ、1) 中級・母語話者に比べ、初級話者では「見た」ことと「見ていない」ことの検出が難しいこと、2) 品詞分析の結果、母語話者では口頭での報告と記述での報告で使用される単語や表現が類似しているが、留学生では異なること（つまり変遷とも受け取られ得る）が示された。これを踏まえて司法面接を基盤とするガイドラインを作成し、実務家に提供した。

(4) A03-03-02 佐伯班 (H26-27) 「裁判員裁判における量刑分布グラフの効果と意義」：量刑判断に関する実験を行い、1) 市民は「市民感覚」と「過去の量刑」の両方を重視して判断する、2) 過去の量刑を重視しても、主体的判断が否定されたとは感じていない、3) 過去の量刑を過度に重視する説示（最判H26.7.4）は、裁判員の評議評価を低下させる、等の結果を得た。実務家に説示の重要性を指摘した。

(5) A03-05-02 山崎班 (H26-27) 「法律に対する市民の違和感を規定する要因の心理学的検討」：市民が司法や法律に対して「違和感」を覚える事象を抽出し、検討した。その結果、1) 違和感を覚える事象の多くは、市民が「現行法の内容が社会通念上の価値観から逸脱している」と感じていることにより生じること、2) 違和感の度合いは、性別、職業、年代により異なること、が示された。さらに、3) 違和感が大きい事象（例「凶悪な事件を起こしても、精神障害などが原因で責任能力がないと判断されれば、罰せられない」等）については、専門家の見解や関連情報（例：触法精神障害者の再犯率）を提示すると、違和感に変化がみられる可能性も指摘した。成果は模擬裁判等で市民、実務家に提供した（Yamasaki, Y. Ishizaki, C. (2015). Japanese citizens' feelings about the law and the judiciary, American Psychology and Law, Atlanta, USA, March 12, 2016）。

(6) A04-06 田中班 (H24-27) 「司法面接における子どもの語り：質問形式と応答の関係性について」：司法面接における質問と子どもの反応との関係性や、子どもの語りの特徴について検討し、1) 面接者は、大人の被面接者にはオープン質問を、子どもの被面接者にはWH質問を多く用いること、2) 子どもの反応には「わからない」「知らない」も多いこと、面接者の方が話しがちであること等を見出した。これらの知見を司法面接研修等で実務家に提供した。

(7) A04-07 金澤班 (H26-27) 「福祉領域での発達障害特性を考慮した触法者に対する臨床心理学的コンサルテーション」：福祉支援員や弁護士との事例検討を踏まえ、発達障害が疑われる触法少年に関する評価シート（Offender Support-Planning Assessment-sheet：OSPA）を作成した。OSPAには、診断の有無、サポート資源、就労状況、犯罪への考え、犯罪的行為、発達障害傾向や知的能力の支援者評価が含まれる。福祉支援者の協力を得て10例の事例検討を行い、長所、短所を確認し、改善に役立てた。

(8) A04-08 松本班 (H26-27) 「児童期の性的虐待被害者のレジリエンスを支援する時効法改革の提言」：1) 児童期の性的虐待被害に関し、相談所・支援組織で面接調査を行い、被害を打ち明けられない人々の存在を確認した。また、2) 性的虐待事件に関し、満30歳まで公訴時効を停止したドイツ、児童の性的虐待に関して公訴時効を廃止し非親告罪化を進めている韓国等での改革の背景、実際上の問題点などにつき面接調査を行った。これを踏まえ、時効法改革の提言を行った。

6. 研究成果の取りまとめ及び公表の状況（主な論文等一覧、ホームページ、公開発表等）（5ページ以内）

本研究課題（公募研究を含む）により得られた研究成果の公表の状況（主な論文、書籍、ホームページ、主催シンポジウム等の状況）について具体的に記述してください。記述に当たっては、本研究課題により得られたものに厳に限ることとします。

- 論文の場合、新しいものから順に発表年次をさかのぼり、研究項目ごとに計画研究・公募研究の順に記載し、研究代表者には二重下線、研究分担者には一重下線、連携研究者には点線の下線を付し、corresponding author には左に*印を付してください。
- 別添の「(2) 発表論文」の融合研究論文として整理した論文については、冒頭に◎を付してください。
- 補助条件に定められたとおり、本研究課題に係り交付を受けて行った研究の成果であることを表示したもの（論文等の場合は謝辞に課題番号を含め記載したもの）について記載したものは、冒頭に▲を付してください（前項と重複する場合は、「◎▲・・・」と記載してください）。
- 一般向けのアウトリーチ活動を行った場合はその内容についても記述してください。

A01 法意識と教育

A01-001 唐沢班：責任概念

【論文】

- 膳場百合子、組織に対する責任判断過程—組織の責任は個人の責任に基づいて判断されるか—、人文社会学科学研究、55、171-187、2014。査読あり
- 唐沢穰、社会心理学における道徳判断研究の現状、社会と倫理、28、85-99、2013。査読あり
- Matsumura, Y., Kinoshita, M., Ota, S., & Yamada, H., Japanese Attitudes Toward the Lay Judge System and Criminal Justice: Based on the Second Survey Conducted in 2011、千葉大学法学論集 (Chiba Journal of Law and Politics)、27(1)、178-282、2012。査読なし

他 22 件

【書籍】

- 奥田太郎、道徳とは何か、「どうとくのひろば」日本文教出版、20、2016。
- 松村良之・木下麻奈子・太田勝造（編著）「日本人から見た裁判員制度」勁草書房、301、2015。
- Haslam, N., Holland, E., & Karasawa, M., Essentialism and entitativity across cultures. In M. Yuki & M. B. Brewer (Eds.), Culture and group processes, Oxford University Press、273、2013。

他 7 件

【公開行事】

- 実務家研修「市民と育む法意識：法教育の理論と実践」、岡山大学、2012年6月1日、30名。

A01-002 河合班：刑罰と犯罪抑止

【論文】

- ◎河合幹雄・葛野尋之・木下麻奈子・平山真理・久保秀雄・木村正人、刑罰とりわけ死刑に関する全国意識基本報告書 2014年3月調査、桐蔭法学、22(1)、1-65、2015。査読あり
- 木下麻奈子、日本は訴訟社会となりうるか—日米比較を基にした日本の法の仕組みと働き—、環境と健康、26(4)、435-446、2013。査読あり
- 木村正人、無知にもとづく懲罰意識？死刑をめぐる知識と世論、高千穂論叢、50(2)、23-46、2015。査読あり

他 34 件

【書籍】

- 河合幹雄、岩波講座 現代法の動態 【5】法の変動の担い手、長谷部恭男・佐伯仁志・荒木尚志・道垣内弘人・大村敦志・亀本祥編「裁判員制度と市民の変容」岩波書店、310、2015。
- 葛野尋之、社会記録の取調べと作成者の証人尋問、武内謙治編著「少年事件の裁判員裁判」現代人文社、454、2014。
- 平山真理、性犯罪と裁判員裁判—『市民感覚』が性犯罪問題をめぐる議論で果たす役割、榎本稔編「性依存症の治療」金剛出版、242、2014。

他 109 件

A01-003 久保山班：法教育

【論文】

- 久保山力也、『隣接』の解体と再生—協働から競争へ—、法社会学、76、219-238、2013。査読あり
- 井門正美、役割体験学習論に基づく法教育、法と教育、25-32、2012。査読あり
- 荒川歩・久保山力也・新井龍太郎、刑事事件についての発言能力を創出する—「裁判員裁判ゲーム小学校高学年版」の開発とその可能性、シミュレーション&ゲーミング、21、125-130、2011。査読あり

他 6 件

【書籍】

- 井門正美・久保山力也・仲真紀子、Blu-ray「いじめ問題プロジェクト—いじめ・人権・教育・法—」文部科学省科学研究費補助金新学術領域研究「法と人間科学」、2014。
- 井門正美、実践キャリアアップ教育—役割体験学習論からの教育改革—NSK出版、2014、132
- 井門正美、日本学校教育学会『21世紀型学校教育への提言—民主的学校と省察的教師』教育開発情報センター、329、2011。

他 1 件

【Web サイト】

- いじめ問題プロジェクト—いじめ・人権・教育・法— URL: <http://www.ido-labo.com/ijime/>

A01-004 公募班：長谷川真里 (H24-25)

【論文】

- 長谷川真里、他者の多様性への寛容—児童と青年における集団からの排除についての判断—、教育心理学研究、62、13-23、2014。査読あり
- 長谷川真里、発達心理学において正義はどのように扱われてきたのか、法社会学、78、41-53、2013。査読なし
- 長谷川真里・外山紀子・村松剛・梅田比奈子・松村良之・吉岡昌紀、法教育の現状と可能性：シチズンリテラシーを考

える、法と心理学、12、67-71、2012。査読あり

他 2 件

【書籍】

1. 長谷川真里、「パーソナリティ心理学ハンドブック」福村出版、780、2013。

【公開行事】

- ・シンポジウム「小学生向け民主主義教育の実践と効果の検証」、清泉女子大学、2014年3月2日。

A01-004 公募班：高橋征仁 (H26-27)

【論文】

1. 高橋征仁、緊急避難行動における心の脆弱性、社会分析、43、印刷中。査読あり
2. Goodwin, R., Takahashi, M., Sun, S., Ben-Ezra, M., Psychological distress among tsunami refugees from the Great East Japan earthquake, *British Journal of Psychiatry Open*, 1 (1), 92-97, 2015. 査読あり

【書籍】

1. 高橋征仁、若者は本当に政治に無関心なのか、田辺俊介（編）「民主主義の「危機」」勁草書房、256、2014。

A01-004 公募班：和田仁孝 (H26-27)

【論文】

1. 和田仁孝、対話モデルとしての医療メディエーション、日本精神科病院協会雑誌、34(4)、372-378、2015。査読あり
2. 和田仁孝、コンフリクト・マネジメントの考え方、看護のチカラ、20(430)、5-10、2015。査読あり

【書籍】

1. ロバート・トゥオルグ他（和田仁孝監訳）「医療事故後の情報開示—家族との対話のために」シーニュ、204、2015。
2. 和田仁孝・中西淑美、B周産期とリスクマネジメント、「助産学講座10」医学書院、200、2015。

A02 捜査手続き

A02-001 高木班：被疑者面接技法

【論文】

1. 脇中洋、公判廷における尋問者と供述者のディスコミュニケーション、法と心理、14 (1)、63-70、2014。査読あり
2. Ohashi, Y., Wooffitt, R., Jackson, C. and Nixon, Y., Discourse, culture, and extraordinary experiences: Observations from a comparative, qualitative analysis of Japanese and UK English accounts of paranormal phenomena, *Western Journal of Communication*, 77, 466-488, 2013. 査読あり
3. 高木光太郎・大橋靖史・森直久・松島恵介・渡辺由希、「司法事故調査」の事例研究への心理学的アプローチ（3）—足利事件における虚偽自白生成および発見失敗現象の相互作用論的分析—、法と心理、13、93-97、2013。査読あり

他 13 件

【書籍】

1. 高木光太郎、足利事件とスキーマ・アプローチ、「日中法と心理学の課題と共同可能性」北大路書房、297、2014。
2. 大橋靖史、宇和島事件、内田博文・八尋光秀・鴨志田祐美（編）「転落自白—『日本型えん罪』は、なぜうまれるのか—」日本評論社、244、2012。
3. 高木光太郎、「誤接続」と「住み込み」：足利事件における虚偽自白過程のコミュニケーション分析、時間の人類学：情動・自然・社会空間、世界思想社、440、2011。

他 4 件

【公開行事】

- ・実務家研修「コミュニケーション弱者のための取り調べ技法：『情報収集』アプローチの基礎」、専修大学、2012年9月14日、30名

A02-002 巖島班：目撃証言の識別・尋問方法

【論文】

1. 巖島行雄、飯塚事件における目撃者Tの供述の正確さに関する心理学鑑定、法と心理、14、17-28、2014。査読あり
2. 原聰、人物識別における事後情報効果—模擬犯罪場面を用いて、駿河台大学論叢、46、73-83、2013。査読あり
3. Takahashi, M., Kawaguchi, A., & Kitagami, S., Recognition memory for cars and identification of location: Implications for the unconscious transference of cars, *人間環境学研究*, 11, 35-41, 2013. 査読あり

他 17 件

【書籍】

1. 巖島行雄・原聰・仲真紀子、顔の再認記憶における同調、「日中法と心理学の課題と共同可能性」北大路書房、297、2014。
2. 巖島行雄、「法と心理学」法律文化社、271、2013。
3. 北神慎司、言語描写すると顔の記憶はダメになる？—言語陰蔽効果— 行場次朗・箱田裕司（編）新・知性と感性の心理学—認知心理学最前線— 福村出版、317、2014。

他 9 件

【公開行事】

- ・セミナー「目撃証言心理学専門家養成セミナー」、北海道大学、2013年9月22日～24日、20名。

A02-003 サトウ班：供述の三次元地層モデリング

【論文】

1. Sato, T., Yasuda, Y., Kanzaki, M., & Valsiner, J. From Describing to Reconstructing Life Trajectories: How the TEA (Trajectory Equifinality Approach) explicates context-dependent human phenomena. Wagoner B., Chaudhary, N. & Hviid, P., (Eds.) *Culture Psychology and its Future: Complementarity in a new key, Information Age Publishing*, 93-104, 2014. 査読あり
2. 山田早紀・脇中洋・稲葉光行・村山満明・大倉得史、公判廷における尋問者と供述者のディスコミュニケーション、法と心理、14(1)、63-70、2014。査読あり
3. 岡田悦典、目撃供述の許容性とその収集の手続化—アメリカ法の新動向を中心として—改革期の刑事法理論・福井厚先生古稀記念論文集、345-369、2013。査読なし

他 41 件

【書籍】

1. 稲葉光行、テキストを掘る～コンピュータによるテキスト解析、村山満明・大倉得史（編）「尼崎事件～支配・服従の心理分析」、現代人文社、320、2016。

2. 安田裕子・滑田明暢・福田茉莉・サトウタツヤ (編)「ワードマップ TEA 理論編 (副題: 複線径路等至性アプローチの基礎を学ぶ)」新曜社、200、2015.
3. Sato, T., Yasuda, Y., Kanzaki, M., & Valsiner, J. From Describing to Reconstructing Life Trajectories: How the TEA (Trajectory Equifinality Approach) explicates context-dependent human phenomena. Wagoner B., Chaudhary, N. & Hviid, P., (Eds.) Culture Psychology and its Future: Complementarity in a new key, Information Age Publishing, 212, 2014.

他 17 件

【公開行事】

- ・国際シンポジウム「取調べの可視化-新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学」、立命館大学、2014年7月20日、100名。

A02-004 公募班：松尾加代 (H26-27)

【論文】

1. ◎Matsuo, K., & Itoh, Y. Effects of emotional testimony and gruesome photographs on mock jurors' decisions and negative emotions, *Psychiatry, Psychology and Law*, 23, 85-101, 2016. 査読あり
2. ◎三浦大志・伊東裕司、暗示が目撃者の人物同定に与える影響——単独面通しとラインナップ手続きの比較—— *心理学研究*, 87, 32-39, 2016. 査読あり
3. 佐伯昌彦・松尾加代・浅井暢子・綿村英一郎・村山綾・笹倉香名 裁判員裁判における審理・評議の在り方を巡る心理学的研究の意義、法と心理、14、77-81、2014. 査読あり

他 4 件

A02-005 公募班：羽瀨由子 (H26-27)

【公开发表】

- ・シンポジウム・実務家研修「多言語社会を迎えてことばの壁とどう向き合うか～留学生が事件・事故に遭遇したとき」、徳山大学、2015年11月1日、60名。

A03 裁判員裁判

A03-001 伊東班：裁判員の判断過程

【論文】

1. Itoh, Y., Hine, K., Miura, H., Uetake, T., Nakano, M., Takemura, N., & Sakatani, K., Effect of antioxidant supplements, Pyrroloquinoline quinone disodium salt (BioPQQ TM) on cognitive functions. , *Advances in Experimental Medicine and Biology*, in press. 査読あり
2. ◎伊東裕司、被害者の意見陳述は裁判員の事実認定に影響を与えるか?、法と心理、15、10-15、2015. 査読あり
3. Hine, K., & Itoh, Y., Psychological distance and face recognition: thinking about own local place impairs face recognition., *Perception*, 41, 112, 2012. 査読あり

他 4 件

【書籍】

1. 伊東裕司、長期記憶 I—エピソード記憶と展望記憶、太田信夫・巖島行雄 (編著)「記憶と日常」北大路書房、339、2011.
2. Itoh, Y., Nakamura, S., & Miura, H., Does reducing fear with a verbal explanation improve memory of a fearful event? *CARLS Series of Advanced Study of Logic and Sensibility*, 4, 197-205, 2011.
3. Itoh, Y., Two modes of processing in visual memory, category learning, and judicial judgment, *CARLS Series of Advanced Study of Logic and Sensibility*, 121-134, 2011.

【公開行事】

- ・シンポジウム「裁判員裁判と心理学—心理学的研究は何を語るのか?」、慶應義塾大学、2013年3月17日。

A03-002 指宿班：可視化の制度構築と裁判員裁判

【論文】

1. 指宿信、誤判に学ぶ国の司法、学ばない国の司法：ノースカロライナ州の刑事司法改革を通して考える、*世界*, 851, 211-218, 2014. 査読なし
2. 指宿信、冤罪をいかに解体するか? 体系的・実務的アプローチ、*青山法務研究論集*, 6, 257-260, 2013. 査読あり
3. 指宿信、司法改革の視点 取調べ「可視化」論：刑事司法改革の観点から、*法社会学*, 79, 153-165, 2013. 査読あり

他 20 件

【書籍】

1. 指宿信 (編著)、「取調べの可視化へ!」日本評論社、300、2011.
2. 稲田隆司、「イギリスの自白排除法則」成文堂、187、2011.
3. 指宿信、「被疑者取調べ録画制度の最前線：取調べの可視化をめぐる法と諸科学」法律文化社、380、2016.

他 2 件

【公開行事】

- ・国際シンポジウム「取調べの可視化-新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学」、立命館大学、2014年7月20日、100名。

A03-003 公募班：佐伯昌彦 (H24-25)

【論文】

1. ◎綿村英一郎・板山昂・山崎優子・佐伯昌彦・吉井匡、死刑判断に関する実証的考察、法と心理、13、56-60、2013. 査読あり

A03-004 公募班：石崎千景 (H24-25)

【書籍】

1. 石崎千景・荒川歩・菅原郁夫 (訳)、「裁判員への説得技法：法廷で人の心を動かす心理学(Anderson, C. (2012). *Inside Jurors' Minds: The Hierarchy of Juror Decision-Making*. LexisNexis / National Institute for Trial Advocacy.)」北大路書房、232、2014.

A03-005 公募班：山崎優子 (H24-25)

【論文】

1. ◎綿村英一郎・板山昇・佐伯昌彦・山崎優子・吉井匡、死刑判断に関する実証的考察、法と心理、13、98-103、2013. 査読あり
2. 山崎優子・石崎千景・佐藤達哉（印刷中）. 市民の司法判断傾向—検察審査員経験者を対象にした調査—、立命館人間科学研究、査読あり

【書籍】

1. 山崎優子、第6章「被害面接・被害者学・刑罰論」、サトウタツヤ・若林宏輔・木戸彩恵（編）「社会と向き合う心理学」新曜社、340、2012.
2. 山崎優子、第4章「裁判員の心理と死刑」、福井厚（編）「死刑と向きあう裁判員のために」現代人文社、232、2011.

【公開行事】

- ・日本学術振興会・立命館大学主催 ひらめき☆ときめきサイエンス「模擬法廷に来て裁判を体験してみよう」、立命館大学朱雀キャンパス中川会館模擬法廷、2012年8月4日、25名.
- ・日本学術振興会・立命館大学主催 ひらめき☆ときめきサイエンス「模擬法廷に来て裁判を体験してみよう」、立命館大学衣笠末川記念会館講義室、2013年8月4日、18名.

A03-006 公募班：佐伯昌彦 (H26-27)

【論文】

1. ◎綿村英一郎・分部利紘・佐伯昌彦、量刑分布グラフによるアンカリング効果についての実験的検証、社会心理学研究、30(1)、11-20、2014. 査読あり

【書籍】

1. 佐伯昌彦、「日本人から見た裁判員制度」、勁草書房、301、2015.

A03-007 公募班：山崎優子 (H26-27)

【論文】

1. 山崎優子、学校教育における裁判知識学習の効果および学習の必要性に対する大学生の認識、同志社大学教職課程年報、4、16-26、2015. 査読あり
2. ◎山崎優子・石崎千景・サトウタツヤ、死刑賛否に影響する要因と死刑判断に影響する要因、立命館人間科学研究、29、81-94、2014. 査読あり
3. 山崎優子・仲真紀子・石崎千景・サトウタツヤ、高齢者の自己や他者に対する信頼感が事件被害のリスク認知に及ぼす影響、立命館人間科学研究、29、3-17、2014. 査読あり

他 1 件

【公開行事】

- ・日本学術振興会・北海道大学主催 ひらめき☆ときめきサイエンス「模擬裁判に参加して被告人に対する判決を考えてみましょう」、札幌市資料館、2015年8月2日、17人.

A04 司法と福祉

A04-001 仲班：司法面接

【論文】

1. 城下裕二、量刑判断における行為事情と行為者事情—「死刑と無期の間」を中心に、季刊刑事弁護、83、127-134、2015. 査読なし
2. 仲真紀子、面接のあり方が目撃した出来事に関する児童の報告と記憶に及ぼす効果、心理学研究、83、303-313、2012. 査読あり
3. 白取祐司、日本の裁判員裁判の現状と課題、法学研究（韓国・釜山大学紀要）、52、99-115、2011. 査読あり

他 51 件

【書籍】

1. Naka, M.、Interviews with victims and witnesses of crime in Japan: Research and practice. In D. Walsh、 G. E. Oxburgh、 A. D. Redlich、 and T. Myklebust (Eds.) International developments and practices in investigative interviewing and interrogation、 Volume 1: Victims and witnesses. Routledge、 356、 2015.
2. Naka, M.、A training program for investigative interviewing of children. In R. Bull (Ed.) Investigative Interviewing. Springer、 245、 2014.
3. 仲真紀子、司法・福祉における子どもへの面接—司法面接と多職種連携—、子安・仲（編）「心が育つ環境をつくる」新曜社、288、2014.

他 46 件

【公開行事】

- ・実務家研修「児童虐待における多機関・多職種連携ネットワーク構築に向けて」、東京都、2016年3月13日、約40名.

A04-002 犯罪者・非行少年処遇

【論文】

1. 石塚伸一・笹倉香奈・布施勇如・高橋有紀・堀和幸、Fairness and Due Process of the Death Penalty in East Asia—東アジアにおける死刑の公正と適正手続（1）、龍谷法学、48(3)、179-243、2016. 査読なし
2. 浜井浩一、[法律家のための犯罪学入門・第19回] 少年事件の裁判員裁判で議論されるべきこと：少年院と少年刑務所の違いを中心に、刑事弁護、78、122-130、2014. 査読なし
3. 赤池一将、[課題研究] 刑罰としての拘禁の意味を問い返す～刑務所研究の現在と『監獄の誕生』後の刑罰論～、犯罪社会学研究、37、4-102、2012. 査読あり

他 56 件

【書籍】

1. 石塚伸一、絞首刑の残虐性をめぐる議論と経過、大阪弁護士会死刑廃止検討プロジェクトチーム（編）「終身刑を考える」日本評論社、144、2014.
2. 石塚伸一、犯罪者の更生への刑事弁護人の関わり方—弁護士は、依頼者の更生に関われるか？ 関わるべきか？ 後藤昭・高野隆・岡慎一（編著）「弁護人の役割（実務体系現代の刑事弁護1）」第一法規、434、2013.
3. 浜井浩一、「持続可能な刑事政策とは—地域と共生する犯罪者処遇」現代人文社、184、2012.

他 13 件

【公開行事】

- ・シンポジウム「科学鑑定と裁判—あるべき鑑定を求めて」、龍谷大学、2015年3月1日、300名.

A04-003 公募班：櫻井義秀 (H24-25)

【論文】

1. 櫻井義秀、現代日本の宗教社会学が挑むべき課題、西山茂先生古希記念文集編集委員会編『実証的宗教社会学の学縁』、136-142、2012。査読なし
 2. 櫻井義秀、人口減少社会における心のあり方と宗教の役割、宗教時報、115、1-18、2013。査読なし
- 【書籍】
1. 櫻井義秀、「カルト問題と公共性—裁判・メディア・宗教研究はどう論じたか」北海道大学出版会、362、2014。
 2. 櫻井義秀・大畑昇（編）、「大学のカルト対策」北海道大学出版会、256、2012。
- 【公開行事】
- ・実務家研修「大学のカルト対策～被害者への具体的な援助と方策～」、北海道大学、2013年4月27日、43名。

他 3 件

A04-004 公募班：唐沢かおり (H24-25)

【論文】

1. ◎白岩祐子・唐沢かおり、犯罪被害者の裁判関与が司法への信頼に与える効果：手続き的公正の観点から、心理学研究、85、20-28、2014。査読あり
2. ◎白岩祐子・唐沢かおり、被害者参加人の発言および被害者参加制度への態度が量刑判断に与える影響、実験社会心理学研究、53、12-21、2013。査読あり
3. ◎白岩祐子・荻原ゆかり・唐沢かおり、裁判シナリオにおける非対称な認知の検討：被害者参加制度への態度や量刑判断との関係から、社会心理学研究、28、41-50、2012。査読あり

他 1 件

A04-005 公募班：安田裕子 (H24-25)

【論文】

1. 安田裕子、女性の身体と生殖—進展する生殖補助医療とその選択のなかで、女性ライフサイクル研究 フェミニズムはどこへ、23、79-86、201。査読なし

【書籍】

1. 安田裕子、不妊治療の終結をめぐる当事者の語り—生殖補助医療の進展のなかで可視化される、子をもつ願望とその相克、「グローバル化時代における生殖技術と家族形成」日本評論社、279、2013。
2. Sato, T., Yasuda, Y., Kanzaki, M., & Valsiner, J. From Describing to Reconstructing Life Trajectories: How the TEA (Trajectory Equifinality Approach) explicates context-dependent human phenomena (Culture Psychology and its Future: Complementarity in a new key) Information Age Publishing、212、2014。

【公開行事】

- ・実務家研修「DVにさらされた子どもへの支援」、立命館大学、2013年8月6日、51名。

A04-006 公募班：田中晶子 (H24-27)

【論文】

1. 田中晶子、司法面接：事実確認に焦点をあてる聴取法—対象者は何を「体験したのか」—、犯罪心理学研究、51、227-228、2013。査読あり
2. 田中晶子、心理学における子どもの証言研究—大人と子どものより良いコミュニケーションを目指して—、子どもの虐待とネグレクト、13(3)、352-357、2011。査読あり

【公開行事】

- ・実務家研修「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理—子どもへの包括的な支援をめざして」、名古屋市、2015年11月23日、約30名。

他 2 件

A04-007 公募班：金澤潤一郎 (H26-27)

【論文】

1. 金澤潤一郎、成人の発達障がいの理解、薬学図書館、60、124-126、2015。査読あり
2. Yokomitsu, K., Takahashi, T., Kanazawa, J., & Sakano, Y., Development and validation of the Japanese version of the Gambling Related Cognition Scale (GRCS-J), Asian Journal of Gambling Issues and Public Health、5:1、2015。査読あり
3. 金澤潤一郎・岡島 義・坂野雄二、成人期の ADHD 患者の補償方略および気分状態と機能障害との関連、ストレスマネジメント研究、11、20-30、2015。査読あり

他 3 件

【書籍】

1. 金澤潤一郎、第7章 大人の ADHD の心理療法・行動療法、中村和彦（編）「大人の ADHD 臨床」金子書房、196、2016。
2. 金澤潤一郎、第5章～7章翻訳担当、堀越勝・伊藤正哉（監訳）「不安とうつの統一プロトコル～バーロウ教授によるクリニカルデモンストラーション～」診断と治療社、160、2014。
3. 金澤潤一郎、第6章翻訳担当、東日本大震災支援合同チーム（翻訳）「不測の衝撃—危機介入に備えて知っておくべきこと」金剛出版、272、2014。

A04-008 公募班：松本克美 (H26-27)

【論文】

1. 松本克美、時効法改革案の解釈論的課題—権利行使の現実的期待可能性の配慮の観点から、立命館法学、357・358、1-30、2016。査読なし
2. ◎松本克美、時効論・損害論への法心理学的アプローチ—民事損害賠償請求における被害者支援のために、立命館大学・人間科学研究、33、3-33、2016。査読あり
3. 松本克美、児童期の性的虐待被害に起因する PTSD 等の発症に対する損害賠償請求権の時効・除斥期間—釧路 PTSD 等事件控訴審判決、法律時報、87(11)、165-168、2015。査読なし

他 4 件

【書籍】

1. 松本克美、時効法改革と民法典の現代化、「広渡清吾先生古稀記念論文集・民主主義法学と研究者の使命」日本評論社、664、2016。

7. 研究組織（公募研究を含む。）と各研究項目の連携状況（2ページ以内）

領域内の計画研究及び公募研究を含んだ研究組織と領域において設定している各研究項目との関係を記述し、総括班研究課題の活動状況も含め、どのように研究組織間の連携や計画研究と公募研究の調和を図ってきたか、組織図や図表などを用いて具体的かつ明確に記述してください。

ここでは、(1) 研究組織と研究項目について述べ、次に (2) 総括班の研究課題の活動状況について説明し、(3) どのように研究組織間の連携や計画研究・公募研究の調和を図ってきたかを図表により示す。

1. 研究組織と研究項目

新学術領域研究「法と人間科学」の目的は、それまで個別独立的に行われてきた法と人間科学の研究を刑事手続に沿って「事件→捜査→裁判（特に、裁判員裁判）→福祉・矯正」という流れに位置付け（図1）、また、法意識や法教育の観点を加えることによって、法学、社会学、心理学が協働できる融合領域を創出することであった。「基礎研究を行い→実務家・市民へ知見を提供し→社会実装を目指す」という方法（図2）を用い、このサイクルを繰り返しながら新学術領域の形成を目指した。

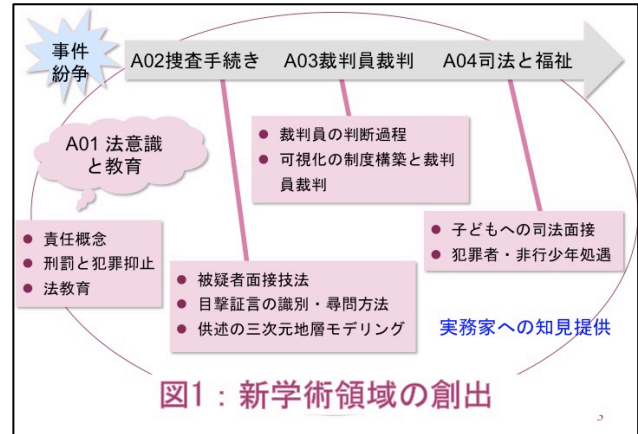


図1：新学術領域の創出

総括班、計画研究班、公募班から成る組織図を表1に示す（◎は総括班、kは公募班を表す）。

各研究班と公募班は、設定した研究項目を遂行するフィールド、すなわち【A01】法意識と教育、【A02】捜査手続き、【A03】裁判員裁判、【A04】司法と福祉に配置されるとともに、全体の運営に関わる役割も与えられた。いずれの研究班も、図2の方法を用い、研究を遂行した。

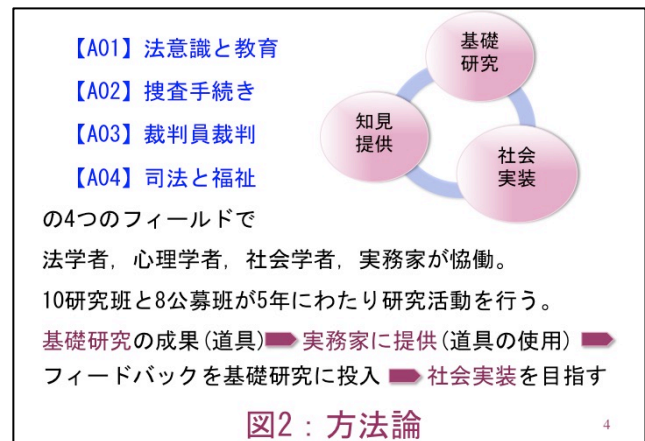


図2：方法論

2. 総括班の研究課題の活動

法学、社会学、心理学といった異なるディシプリンの融合を促すために、総括班では(1) 班やフィールドをまたぐ定例的な研究会に加え、(2) 合宿、(3) シンポジウム・ワークショップ、(4) 実務家研修、(5) 模擬裁判を定期的に行い、知識や考え方の交流や交換を促した。

また、シンポジウム、実務家研修、模擬裁判ではそれぞれの成果を持ち寄り、協同して市民や実務家に提供することを行った。

(1) 合宿：年に1度、泊まりがけで実施した。実施場所は、札幌、秋田、東京、京都、大阪であった。

(2) 研究会：「札幌法と心理学研究会」（5年間で35回）には、各フィールドからの恒常的な参加があった。また、平成24年度からは「東京法と心理学研究会」も立ち上げ、3回の研究会を行った。

(3) 実務家研修：平成23～27年度の5年間で計20回（順に、2、2、3、7、6回）の実務家研修を実施した。

(4) シンポジウム：国際シンポジウムを1回、全体シンポジウム2回、複数の班が協同で行うシンポジウムを8回（その他の後援シンポジウム等を6回）、日本、韓国、中国の法と人間科学の研究者を交えての「東アジア法と心理研究会」を5回（開催地は日本、韓国、中国の輪番）、東アジア・ラウンドテーブル

表1 研究体制 ◎=総括班, k=公募班

◎総括班	役割	フィールド	10計画班+公募班
◎仲 法と人間科学 支援室	ガバナンスと支援： 広報（HP）、出版（ニューズレター、通信）、連携・研究・社会実装（合宿、実務家研修、模擬裁判、シンポジウム、法と心理研究会）		
◎松村・唐沢 河合・久保山	公募	A01法意識と教育	・唐沢：責任概念 ・河合：刑罰と犯罪抑止 ・久保山：法教育 ・高橋：青年期k ・和田：医療k ・長谷川：法教育k
◎佐藤・◎森 敵島・高木	広報	A02捜査手続き	・高木：被疑者面接法 ・敵島：目撃証言と識別 ・佐藤：供述の三次元モデリング ・松尾：目撃者追行型調査k ・羽瀨：外国語k
◎指宿・◎城下 伊東	出版	A03裁判員裁判	・伊東：裁判員の判断 ・指宿：可視化の制度構築 ・山崎：評議、ズレk ・佐伯：量刑k ・石崎：評議
◎白取・石塚	全体集會	A04司法と福祉	・仲：司法面接 ・石塚：犯罪者と非行少年 ・唐沢：犯罪被害者k ・安田：DV被害支援k ・田中：司法面接k ・金澤：発達障害k ・松本：性的虐待k ・桜井：カルトk

8. 研究経費の使用状況（設備の有効活用、研究費の効果的使用を含む。）（1ページ以内）

領域研究を行う上で設備等（研究領域内で共有する設備・装置の購入・開発・運用・実験資料・資材の提供など）の活用状況や研究費の効果的使用について記述してください（総括班における設備共用等への取組の状況を含む。）。

本研究課題では大型設備を購入することはなかった。小規模な機材としては、プロジェクター、ビデオカメラ等がある。設備を効果的に使用するため、法と人間科学（総括班）支援室では、機材の貸し出しを行った。また、支援室では、リーフレット、クリアファイル、ニューズレター配布などの広報活動を一括して行い、実務家研修、研究会、シンポジウム、模擬裁判等での人的支援も行った。これらも研究経費の効果的な使用として機能したと考える。以下、機材の貸し出しと人的支援について述べる。

1. 機材の貸し出し等

(1) プロジェクターの貸し出し

- ・ 札幌法と心理研究会
- ・ 必要に応じて、シンポジウムや実務家研修等

(2) ビデオカメラの貸し出し

- ・ 模擬裁判（平成 25 年度 伊東先生企画）
- ・ 実務家研修（平成 26、27 年度 田中先生研修、平成 27 年度橋場先生研修）
- ・ ときめきひらめきサイエンス（平成 27 年度 山崎班による講演企画の支援）

(3) リーフレット、ニューズレター、クリアファイル等の配布

- ・ 総数 1 万部以上を作成し、実務家研修、シンポジウム、模擬裁判等のイベント等で配布した。

2. 人的な支援

すべての合宿、札幌法と心理学研究会、東京法と心理学研究会、実務家研修、シンポジウム、模擬裁判において、法と人間科学（総括班）支援室は下記の一部またはすべての支援を行った。総括班のガバナンスのもと、学術研究院 2 名が中心となり、実働した。

(1) 事前運営支援

- ・ 会場手配
- ・ 事前申し込み
- ・ 事前資料の作成
- ・ アンケートの作成

(2) 広報

- ・ HP の掲載
- ・ 新聞社等への連絡
- ・ メールングリストでの連絡
- ・ ポスター作成、送付

(3) 当日運営支援

- ・ 受付
- ・ 誘導
- ・ アンケート実施

(4) 記録・分析

- ・ 記録（録音、録画、書き起こし）
- ・ アンケート集計
- ・ 報告書の作成

(5) 合宿でのプログラム計画・遂行

合宿では、年度ごとに模擬裁判と連携させて泊まりがけのワークショップを開催したが、そこでは以下のようなプログラムを計画し、遂行した。

- ・ 事前課題：研究の進捗状況の記載・提出を求め、印刷物にする。
- ・ 合宿でのワークショップ：「大学に『法と心理学部』を創設する！」（平成 25 年度）「法と人間科学のファイナル・イベント」（平成 27 年度）などの課題のもと、班を超えたチームで作業をファシリテートし、ポスター作成、報告などを誘導した。

・研究費の使用状況

(1) 主要な物品明細 (計画研究において購入した主要な物品 (設備・備品等。実績報告書の「主要な物品明細書」欄に記載したもの。) について、金額の大きい順に、枠内に収まる範囲で記載してください。)

年度	品名	仕様・性能等	数量	単価 (円)	金額 (円)	設置(使用)研究機関
23	面接撮影システム	2台のカメラと記録再生装置と遠隔伝送経路	1	548100	548100	北海道大学
	プロジェクター	エプソン製モバイル 3000LM	1	168401	168401	桐蔭横浜大学
	ビデオカメラ	エプソン製エプリア GZ-E225	4	39680	158720	青山学院大学
	レーザープリンター	LBP7700c	1	131985	131985	日本大学
24	サーモギア G120EX	赤外線サーモグラフィカメラ、測定波長 8~14μm、320x240画素	1	966000	966000	慶應義塾大学
	MacBook Air	Apple製 11インチ・128GBモデル	1	94400	94400	青山学院大学
	トナーカートリッジ	カラーレーザープリンター (Canon MF8340) 用	7	10271	71898	北海道大学
	VAIO Book	SONY製	1	55125	55125	桐蔭横浜大学
25	サイバースョット	SONY RX1R	1	198000	198000	日本大学
	I・O データHDD	1.0TB	1	9980	9980	立命館大学
	メモリースティック PRO Duo	8G	30	2480	74400	北海道大学
	OSソフト	Windows8 Pro版	1	17119	17119	青山学院大学
	I・O データUSBメモリ	32G	1	7980	7980	立命館大学
26	Mac Pro	Apple製 6core dual GPU	1	470622	470622	日本大学
	MacBook Air	Apple製 MD712J/A	1	167184	167184	慶應義塾大学
	トナーカートリッジ	カラーレーザープリンター (Canon MF8340) 用	8	10271	85622	北海道大学
27	Mac Pro	Apple製 3.5GHz プロセッサ 1TB ストレージ	1	701460	701460	慶應義塾大学
	DVD とケース	4.7GB	1500	68	102390	北海道大学

(2) 計画研究における支出のうち、旅費、人件費・謝金、その他の主要なものについて、年度ごと、費目別に、金額の大きい順に使途、金額、研究上必要な理由等を具体的に記述してください。

【平成 23 年度】

旅費

1. The 27th Annual San Diego International Conference on Child and Family Maltreatment (アメリカ、サンディエゴ) に参加 (札幌⇄サンディエゴの交通費、宿泊費) 747350 円 仲班
2. 被疑者取り調べ実施状況調査 (東京⇄イギリスの交通費、宿泊費) 236000 円 高木班
3. 「法と人間科学」打合せ (北海道大学) に参加 (京都⇄札幌の交通費、宿泊費) 117400 円 佐藤班
4. 「法と人間科学」模擬裁判及び全体会 (札幌市資料館) に参加 (東京⇄札幌の交通費、宿泊費) 81860 円 伊東班
5. 「法と人間科学」打合せ参加 (北海道大学) に参加 (東京⇄札幌の交通費、宿泊費) 79377 円 巖島班
6. 日本犯罪社会学会第 38 回大会 (立命館大学) に参加 (神奈川⇄京都の交通費、宿泊費) 60420 円 河合班

人件費・謝金

1. 研究員 1 名の雇用 496855 円 仲班
2. 資料整理、実験材料作成補助者の雇用 222080 円 伊東班
3. 文献リスト作り 200000 円 河合班

その他

1. 模擬裁判ビデオの制作 2979900 円 伊東班
2. 中央キャンパス利用料 (司法面接室として使用) 468000 円 仲班

【平成 24 年度】

旅費

1. 30th International Congress of Psychology -ICP 2012 (南アフリカ・ケープタウン) に参加 (札幌⇄ケープタウンの交通費、宿泊費) 864210 円 仲班
2. 国際犯罪社会学会 (アメリカ・ホノルル) に参加 (東京⇄ホノルルの交通費、宿泊費) 262710 円 伊東班
3. 被疑者取り調べ実施状況調査 (東京⇄アメリカの交通費、宿泊費) 182860 円 高木班
4. 電子情報通信学会 (琉球大学) での発表 (東京⇄沖縄の交通費、宿泊費) 86260 円 巖島班
5. シンポジウム参加 (京都⇄東京・福島の交通費、宿泊費) 86240 円 佐藤班
6. 「法と人間科学」合宿 (秋田ビューホテル) に参加 (神奈川⇄秋田の交通費、宿泊費) 52460 円 河合班

人件費・謝金

1. 研究員 2 名の雇用 4011160 円 仲班
2. 中央調査社によるモニター意識調査 1999200 円 河合班
3. PD1 名の雇用 689700 円 伊東班
4. 供述データ整理補助 89250 円 高木班
5. シンポジウム運営補助 16200 円 佐藤班

その他

1. 中央キャンパス利用料 (司法面接室として使用) 742600 円 仲班
2. シンポジウム「法と人間科学という学融的領域が切り開く未来」会場使用料 583485 円 佐藤班
3. 会合費 (シンポジウム開催費用) 63000 円 伊東班
4. APLS 大会参加費 36000 円 巖島班

【平成 25 年度】

旅費

1. SARMAC X (オランダ・ロッテルダム) での発表 (東京⇄ロッテルダムの交通費、宿泊費) 245840 円 巖島班
2. iIIRG (オランダ・マーストリヒト)、SARMAC X (オランダ・ロッテルダム) 等に参加 (札幌⇄オランダの交通費、宿泊費) 191700 円 仲班
3. 国際理論心理学会 (チリ・サンティアゴ) での発表 (東京⇄サンティアゴの交通費、宿泊費) 156760 円 高木班
4. 「法と人間科学」実務家研修 (北海道大学) に出席 (東京⇄札幌の交通費、宿泊費) 71970 円 伊東班
5. 「中間報告会」(東京) に参加 (京都⇄東京の交通費、宿泊費) 45160 円 佐藤班
6. 共同研究者とアンケート質問票作り (同志社大学) に参加 (神奈川⇄京都の交通費) 29560 円 河合班

人件費・謝金

1. 中央調査社によるモニター意識調査 9559310 円 河合班
2. 研究員 3 名の雇用 6113709 円 仲班
3. PD2 名の雇用 1504800 円 伊東班
4. 供述データ整理補助 72996 円 高木班

その他

1. 中央キャンパス利用料 (司法面接室として使用) 1404000 円 仲班
2. 実験参加者派遣費用 614250 円 伊東班
3. 大会参加費 40123 円 巖島班
4. シンポジウムのテーブル起こし (2 時間 16 分) 38141 円 佐藤班

【平成 26 年度】

旅費

1. L'ineffectivité des peines (フランス・ポワチエ) での報告と事前打ち合わせ (札幌⇄ポワチエの交通費、宿泊費) 500000 円 仲班

2. Northwestern University (アメリカ・シカゴ) での調査 (京都⇄シカゴの交通費、宿泊費) 259610 円 佐藤班
3. 文化・活動研究国際会議 (オーストラリア・シドニー) での発表 (東京⇄シドニーの交通費、宿泊費) 175690 円 高木班
4. アジア犯罪学会第 6 回年次大会 (大阪商業大学) に参加 (神奈川⇄大阪の交通費、宿泊費) 63600 円 河合班
5. 日本心理学会大会第 78 回 (同志社大学) での発表 (東京⇄京都の交通費、宿泊費) 52140 円 巖島班

人件費・謝金

1. 研究員 3 名の雇用 5194510 円 仲班
2. ネット意識調査マクロミル社によるモニター意識調査 1082592 円 河合班
3. PD2 名の雇用 940800 円 伊東班

その他

1. 実験参加者派遣費用 1663200 円 伊東班
2. 中央キャンパス利用料 (司法面接室として使用) 1404000 円 仲班
3. シンポジウム「取調べと可視化—新しい時代の取調べ技法・記録化と人間科学—」における通訳手配業務委託料 608100 円 佐藤班
4. 国際応用心理学会参加費 79462 円 高木班

【平成 27 年度】

旅費

1. SARMAC XI (カナダ・ヴィクトリア) での発表 (東京⇄ヴィクトリアの交通費、宿泊費) 267560 円 巖島班
2. SARMAC XI (カナダ・ヴィクトリア) での発表 (東京⇄ヴィクトリアの交通費、宿泊費) 264510 円 伊東班
3. ヨーロッパ発達心理学会 (ポルトガル・ブラガ) での発表 (東京⇄ブラガの交通費、宿泊費) 210356 円 高木班
4. 実務家研修 (東京) の実施 (札幌⇄東京の交通費、宿泊費) 110740 円 仲班
5. 日本法哲学会 (沖縄県市町村自治会館) での報告 (神奈川⇄沖縄の交通費、宿泊費) 99066 円 河合班
6. 研究会運営補助に係る交通費 2080 円 佐藤班

人件費・謝金

1. 研究員 2 名の雇用 5798786 円 仲班
2. PD2 名の雇用 940800 円 伊東班
3. ネット意識調査マクロミル社によるモニター意識調査 449820 円 河合班
4. 研究会運営補助 4275 円 佐藤班

その他

1. 中央キャンパス利用料 (司法面接室として使用) 1404000 円 仲班
2. 実験参加者派遣費用 615600 円 伊東班
3. 第 9 回東アジア法心理学会・講演者招聘費 68890 円 佐藤班
4. ヨーロッパ発達心理学会参加費 56167 円 高木班
5. 大会参加費 27157 円 巖島班

(3) 最終年度 (平成 27 年度) の研究費の繰越しを行った計画研究がある場合は、その内容を記述してください。

該当ありません。

9. 当該学問分野及び関連学問分野への貢献度（1ページ以内）

研究領域の研究成果が、当該学問分野や関連分野に与えたインパクトや波及効果などについて記述してください。

以下、研究成果が（1）当該学問分野、（2）実務や社会に与えたと考えられるインパクト、波及効果について述べる。

1. 当該学問分野と関連学問分野への波及効果

当該分野、関連分野における「法と人間科学」の波及効果を調べるために、法と心理学会、日本犯罪心理学会、日本社会心理学会、日本心理学会、日本発達心理学会、日本認知心理学会の年次大会において、司法に関わる内容のシンポジウムがどの程度開催されているかを調査した。その結果、捜査、裁判員裁判、被害者・加害者の心理、面接法等に関する内容のシンポジウムは、平成24年、25年、26年でそれぞれ11件、13件、26件であり、増加の傾向にあった。

また、「法と人間科学」の研究班の領域について調べてみた（表1）。10の計画研究班の主たる研究領域は、認知心理学3、社会心理学3、社会学、刑事訴訟法、刑事法、基礎が各1であり、認知・心理学が6割を占めていた。しかし、平成24年度の公募班には臨床心理学、発達心理学、社会福祉学、宗教学が加わり、26年度の公募班には日本語教育学、社会学、民法学も含まれていた。

これらの数値に反映されるように、「法と人間科学」への関心は他の領域にも波及していると思われる。

2. 実務・社会への波及効果

本報告書の2でも示したように、4つのフィールドはそれぞれ、市民の意識や実務に対し波及効果をもったと考えられる。

【法意識と教育】このフィールドの研究成果は、模擬裁判、シンポジウム、実務家研修、生徒や一般市民に対する授業や講義等により伝えられた。また、成果物のゲームは現場での教育にも生かされている。

【捜査手続き】このフィールドの成果は、虚偽自白の防止や、より適切な目撃供述収集のガイドラインとして、実務家に提供された。2016年5月19日に可視化法案が参議院を通過したが、その学術的背景としての役割も果たしたと考えられる。

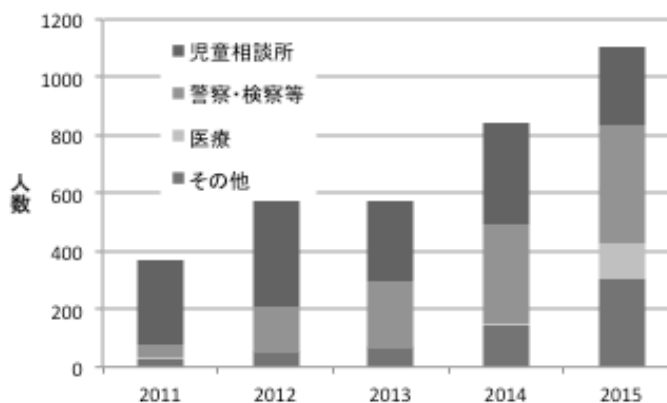
【裁判員裁判】このフィールドで得られた知見は実務家研修やシンポジウムを通して、実務家や市民に提供され、裁判における凄惨な証拠の提示や、手続き二分、量刑グラフの活用などの参照枠として用いられている（杉田報告，2013）。

【司法と福祉】本フィールドの成果は、近年の「入口支援」「出口支援」（朝日新聞、2015）や、2015年10月18日に厚生労働省、警察庁、最高検察庁が通達した「協同面接」（三者連携による司法面接）推進の基盤の一つとなっている。

社会実装の一例として、仲班による司法面接の普及過程を示す。2011年以降、研修受講者は増加し、2012年には、警察庁が司法面接の知見も取り入れた「取り調べ（基礎編）」を作成した。2015年10月の共同通信の調査によれば、全国で7割強の児童相談所が司法面接を用いている。そして、上述の通り、2015年秋より、警察、検察、児童相談所において、協同司法面接の実施が試行されるようになった。

表1: 計画研究班、公募班の元のディシプリン

ディシプリン	平成23年度～	平成24年度～	平成26年度～	総計
認知心理学	3	2	2	7
社会心理学	3	1		4
法社会学	1			1
刑事訴訟法	1	1	1	3
刑事法学	1			1
基礎法学	1		1	2
臨床心理学		1	1	2
発達心理学, 教育心理学		1		1
社会福祉学, 発達心理学		1		1
宗教学		1		1
日本語教育学, 教育心理学			1	1
社会学			1	1
民法学			1	1
総計	10	8	8	26



10. 研究計画に参画した若手研究者の成長の状況（1ページ以内）

研究領域内での若手研究者育成の取組及び参画した若手研究者（※）の研究終了後の動向等を記述してください。

※研究代表者・研究分担者・連携研究者・研究協力者として参画した若手研究者を指します。

ここでは、領域内での若手研究者育成の取組と、若手研究者の終了後の動向について記述する。なお要綱に従い、若手研究者の定義は「39歳以下」かつ「修士・学部生を含まない」とする。

1. 若手研究者育成の取組

「法と人間科学」では平成23年度（24-25年度）、24年度（26-27年度）の2度、公募班を募集した。応募要綱に、以下のように、「若手育成」の趣旨を記述した。

- 23年度公募：若手研究者による挑戦的な研究や、被害者支援や加害者更正に関わる実践的な研究、4つの領域の横断的枠組みの構築に関わる研究も歓迎する。
- 25年度公募：若手研究者による挑戦的な研究（観察研究や質的研究を含む）や、被害者支援や加害者更正に関わる実践的な研究、4つの研究項目の横断的枠組みの構築に関わる研究を歓迎し、国際的な発信力を重視する。

結果的に、23年度公募では4人、25年度公募では3人が若手であった。これらの6人（重複があるため6人となる）のうち、応募時にすでに常勤であった者が3人、研究員・助教・講師から講師・准教授の職に就いた者が3人であった。

2. 計画研究班の人員

計画研究班、公募研究に参加した研究者を以下に示す。全体の研究者に占める若手の割合は、平成23年度から27年度までで、16、17、22、21、22%であった。

表1 研究者の年齢の内訳

種別	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
	計画研究	公募研究	計画研究	公募研究	計画研究	公募研究	計画研究	公募研究	計画研究	公募研究
研究代表者	10	0	10	8	10	8	10	9	10	9
研究分担者又は連携研究者	33	0	33	1	33	1	33	2	33	2
研究協力者	10	0	9	7	12	7	12	7	16	7
合計	53	0	52	16	55	16	55	18	59	18
うち 若手研究者（～39歳）	9	0	8	4	12	4	13	3	14	3
うち 外国人研究者	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0

11. 総括班評価者による評価（2ページ以内）

総括班評価者による評価体制や研究領域に対する評価コメントを記述してください。

まず、(1) 総括班評価者を含むアドバイザー・ボードについて説明し、(2) 評価方法と (3) 結果について述べる。

1. アドバイザリ・ボード

本研究領域では、アドバイザーボードを有している。ボードは、浅田和茂（立命館大学）、浜田寿美男（立命館大学）、宮澤節生（青山学院大学）、村井敏邦（大阪学院大学）、D・フット（東京大学）、K・アンダーソン（オーストラリア国立大学）、J・G・デラハンティ（チャールズ・スタート大学）、C・シュワルツネガー（チューリヒ大学）、K・パク（韓国国立忠北大学）、D・ジョンソン（ハワイ大学）、R・ブル（レスター大学）から成る。国内評価者にはシンポジウム等への助言、国外評価者には日本で行った国際シンポジウムや、国外の学会でのシンポジウム等への協力、東アジア法と心理学研究会の開催に関わる支援を受けた。

評価については、報告書を読んでいただく必要があることから、村井敏邦（大阪学院大学）、浜田寿美男（立命館大学）、浅田和茂（立命館大学）、宮澤節生（青山学院大学）に依頼した。ただし、1名は事情により評価をいただくことができなかった。そのため、箱田裕司（京都女子大学）に依頼した。

2. 評価方法

評価者に「平成23年度～平成27年科学研究費助成事業（科学研究費補助金）（新学術領域研究（研究領域提案型））研究成果報告書」（平成28年5月作成：118ページ）を送付し、また、ホームページ（<http://law-human.let.hokudai.ac.jp/>）を閲覧するように依頼し、(1) HP、(2) 模擬裁判の趣旨・内容、(3) 実務家研修の趣旨・内容、(4) シンポジウム・ワークショップの趣旨・内容、(5) 総括班の活動、(6) 各研究班・フィールドの連携状況、(7) 若手の育成・支援、(8) 新学術領域の形成について「A：良好、B：普通、C：要改善」で評価を求めた。また、ポジティブに評価できるところと足りない点につき、自由記述による評価を求めた。また、上記「研究成果報告書」における各班の報告についても、評価を求めた。

3. 結果：3段階評価

【全般的活動】評価結果を表1に示す。1. ホームページ、3. 実務家研修、4. シンポジウム・ワークショップ、5. 総括班の活動、8. 新学術領域の形成については全員が「良好」と評価した。しかし、2. 模擬裁判、7. 若手の育成・支援については、1人の評価者が「普通」だとし、6. 各研究班とフィールドの連携については、全員が「普通」だと判断した。自由記述にもあるように、法学者と人間科学者（心理学者、社会学者）との連携、研究班通しの連携、実務家との連携については、さらなる努力が必要であった。

表1 全般的活動の評価（A：良好、B：普通、C：要改善）

項目	評価者1	評価者2	評価者3	評価者4
1 ホームページの見やすさ・内容 http://law-human.let.hokudai.ac.jp	A	A	A	A
2. 模擬裁判の趣旨・内容	B	A	A	A
3. 実務家研修の趣旨・内容	A	A	A	A
4. シンポジウム・ワークショップの趣旨・内容	A	A	A	A
5. 総括班の活動	A	A	A	A
6. 各研究班・フィールドの連携状況	B	B	B	A
7. 若手の育成・支援の様子	B	A	A	A
8. 新学術領域の形成	A	A	A	A

【各研究班の活動】10の計画研究班に対する評価を表2に示す。なお、教示は「各班の中間報告をご覧になり、それぞれの班について評価をお願いします」であった。「普通」のある研究班もあるが、概ね良好だと評価されている。

表2 各研究班の活動

題目	内容	評価者1	評価者2	評価者3	評価者4
A01-001 責任概念の素朴理解と非難を規定する心理過程の解明と法概念の教育方法の考案	市民による法的概念の理解を促進するための教育や、合意形成の方法を考案する。	A	A	A	A
A01-002 刑罰と犯罪抑止：厳罰化と死刑の効果を信じる人々はどうすれば意見を変えるのか	厳罰化の意識の背景要因を明らかにし、厳罰化や死刑を支持する世論に疑義を呈する議論とは何かを探る。	A	A	A	A
A01-003 ゲーミングによる法教育：裁判員制度と民事紛争解決教材の開発	本研究では、ゲーミングの手法を用い「法教育」実践現場で活用できる教材の開発を目指す。	A	<u>B</u>	A	<u>B</u>
A02-001 虚偽自白発生防止機能を組み込んだ被疑者面接技法の開発	日本の捜査実務をふまえた実用性のある被疑者面接技法の提案を行う。	A	A	A	A
A02-002 目撃証言の正確さを規定する要因および正確さを担保する識別・尋問方法に関する研究	実証研究にもとづく目撃証言ガイドラインの策定を目指す。	A	A	A	A
A02-003 三次元地層モデリングを用いた供述過程の可視化システムの構築	法学・情報学・心理学の協働により新しい裁判過程可視化システムの構築を目指すものである	A	A	A	A
A03-001 裁判員の判断過程に影響する認知的、および社会的影響に関する研究	裁判員の判断に好ましくないバイアスを与える認知的、および社会的要因について検討する。	A	<u>B</u>	A	A
A03-002 取調録画と裁判員裁判—取調べ過程の可視化をめぐる制度構築と裁判員裁判への影響	供述の録画が刑事裁判にもたらす変化を調査し、ガイドライン等を収集分析する。またバイアスの抑止策を探る。	A	A	<u>B</u>	<u>B</u>
A04-001 子どもへの司法面接：面接法の改善その評価	司法面接の適用に関する基礎的研究を行うとともに、その知見にもとづくトレーニングを専門家に提供する。	A	A	A	A
A04-002 犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究	矯正と更生保護における、あるべき「人間科学的知見の活用」の在り方を明らかにする。	A	A	A	<u>B</u>

4. 結果：自由記述

表3の上段に「ポジティブに評価できるところ」、下段に「足りないところ」として記された自由記述を示す。全体的な趣旨、研究内容、業績、実装に関する評価は良好だが、連携、若手育成のあり方については課題もあるという評価であった。

表3-1 自由記述：ポジティブに評価できるところ（左列は要旨）

趣旨	各分野とも、5年間で膨大な研究成果をあげており、科学研究費による助成の趣旨に合致している。
趣旨	広範に及ぶ研究分野を「法と人間科学」に収斂するものとして、総括班とりわけ「法と人間科学支援室」が重要かつ大きな役割を果たしていることがうかがえる。
趣旨	法の実務にかかわる問題領域を文字通り学際的に捉え、新たな理論の構築に向けて果敢に挑戦したことは素晴らしい。これからの新学術領域開拓への第一歩として大いに評価する。
実証研究	ほとんどの班において、サーヴェイ、模擬実験などの実証分析が行われた。
実証研究	多くの班において、具体的なシステムやソフトの開発が行われた。
業績	学会発表とりわけ国外における発表の多さ（佐藤班の36本、仲班の25本、河合班の24本、唐沢班の23本など）は、今後の本分野の研究の進展をうかがわせるものといえる。
社会実装	研修の分野では、とりわけ仲班の「司法面接（研修）」が実務に直接役立つものとして注目に値する。
意義貢献	様々な具体的な問題（裁判員裁判、いじめ、DVなど）の検討を通じて、心理学と法学のあらたな連携の時代に入ったと思われる。この新学術領域研究の社会的意義と貢献は極めて大きいと思われる。

表3-2 自由記述：足りないところ（左列は要旨）

法学者との連携	テーマによると思われるが、「法と人間科学」という統一テーマからすると、各班の研究代表者・研究分担者の構成につき、一方で最低1名の法学関係者が入っていること、他方で法学関係者のみの構成を避けることが、望ましかったように思われる。
研究班間の連携	全体の連携は総括班の活動で保たれているが、4分野それぞれにおける緊密な連携（とくに公募班との連携）が、報告書からは見えてこない。
実務家との連携	法の実務は、その性質上、どうしても保守的、因襲的になりがちで、その意味で新領域の開拓の成果がなかなか浸透しない傾向がある。その点で実務家との幅広い協働がさらに求められる。
若手育成	若手育成・研究者の増加につき、報告書8頁に128人という指摘があるが、育成・支援の状況は、報告書から必ずしも明らかでない。
アウトプット	成果の公表は、多くの場合、中心的研究者が所属する学会の大会や関係雑誌においてなされており、関心を共有する複数分野の研究者や実務家の目に容易に触れる状況ではないように推測される。代表的成果による叢書や出版してプロジェクト全体に対する関心を引き付けるとともに、以後はネット上でより個別的、あるいは最近の成果が参照されるような仕組みを作るとよいのではないかとと思われる。